

# あいおいの教育わくわくプラン

## 第2次相生市教育振興基本計画



相生市教育委員会

## ～ 目 次 ～

第1章	計画の策定について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	計画の対象	2
第2章	相生の教育の成果と課題（第1次計画の検証）	3
第1	学校教育分野	
1	幼児教育の充実	3
2	確かな学力の定着	4
3	豊かな心の育成	6
4	健やかでたくましい体づくり	8
5	学校給食の充実と食育の推進	9
6	教職員の資質の向上	10
7	地域に開かれた特色ある学校づくり	11
8	教育の機会均等の確保	12
9	学校施設の整備・充実	13
第2	生涯学習分野	
1	ライフステージに応じた学習の機会の提供	14
2	青少年の健全育成	15
3	文化振興	15
4	放課後対策事業	16
5	図書館事業	17
6	文化財の保存と活用	18
7	スポーツ活動の推進	19
8	人権尊重の文化に満ちたまちづくりの推進	20
9	社会教育施設の整備・充実	21
第3章	教育をめぐる現状と課題	22
第1	社会潮流と教育	
1	少子高齢化・人口減少社会の到来	22
2	自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症への対策	22
3	働き方改革	22
4	超スマート社会（Society5.0）の到来	23
5	グローバル化の進展	23
6	人生100年時代への移行	23

第2章	相生市の現状	
1	相生市の人口	24
2	市立学校園の園児・児童・生徒数	25
3	全国学力・学習状況調査	27
4	ケータイ・スマホに関する調査	29
5	問題行動・いじめ・不登校の件数	30
6	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	31
7	社会教育施設の利用状況	33
第4章	これからの相生の教育	35
1	基本目標	35
2	基本方針	35
3	施策体系	36
4	基本方針に基づく施策ごとの取組	38
	(学校教育分野)	
施策1-1	幼児教育の充実	38
施策1-2	確かな学力の育成	40
施策1-3	豊かな心の育成	46
施策1-4	健やかな体の育成	52
施策1-5	学びを支える体制の充実	56
施策1-6	教育の機会均等の確保	63
施策1-7	学校教育施設の整備	64
	(生涯学習分野)	
施策2-1	文化芸術の振興	66
施策2-2	人権啓発活動の充実	70
施策2-3	生涯学習環境の充実	72
施策2-4	スポーツ活動の支援・充実	75
施策2-5	子どもの育成環境の充実	79
第5章	計画の進行管理	82
1	計画の推進	82
2	指標	82
3	計画の点検及び評価	82
資料編		83

# 第1章 計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法において、国は教育の振興に係る基本的な計画を定めることとされました。国においては、平成20年7月に教育振興基本計画、平成25年6月に第2期教育振興基本計画、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定されています。

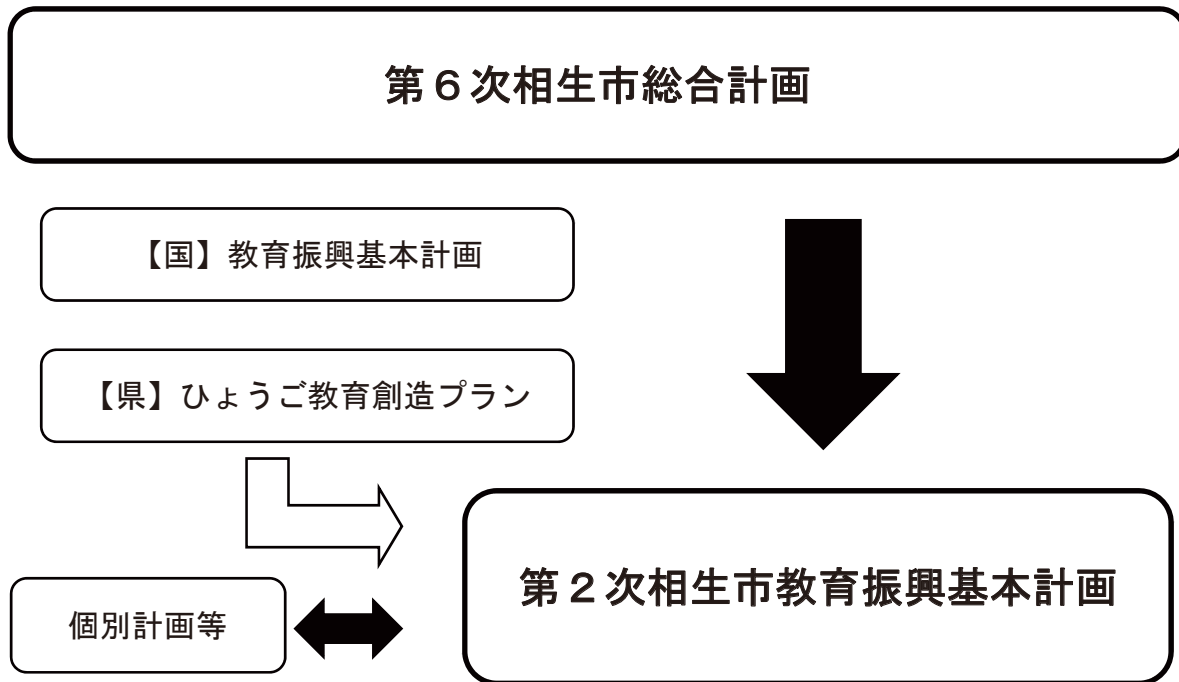
さらに、同法では地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

このような中、相生市教育委員会では社会情勢等を踏まえながら、中期的かつ総合的な展望を持ち、教育行政を計画的・体系的に進めるため、「相生の子どもたちの将来に幸せを贈る教育の創造～こころ豊かにたくましく生きる人づくり～」を基本目標とした相生市教育振興基本計画を平成23年4月に策定しました。

この度、現在の相生市教育振興基本計画の期間が満了することから、これまでの教育に対する成果や課題を整理し、令和3年度からスタートしている相生市の最上位計画である第6次相生市総合計画との整合性を図りながら、新たな相生市教育振興基本計画を策定し、本市教育の一層の振興を図ります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、相生市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法に定められた「教育振興基本計画」に位置付けるとともに、「相生市総合計画」の分野別計画と位置付けます。



## 3 計画期間

計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間とします。なお、変化の激しい時代に対応しつつ、施策のねらいや効果の検証を本計画に適時反映できるよう5年間で見直しを行います。

また、関係法令等の改正が生じた場合も同様に見直しを行います。

各事業の取組状況については、計画期間内に毎年度点検・評価を行い、次年度の取組に反映させることとしています。

## 4 計画の対象

教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象としています。

## 第2章 相生の教育の成果と課題（第1次計画の検証）

### 第1 学校教育分野

#### 1 幼児教育の充実

##### これまでの主な取組

- ・ 幼児一人一人の特性や発達の課題把握に努め、園児が自分の個性を發揮しながら主体的に活動を行うよう、個に応じた指導の工夫や改善を図りました。  
また、必要に応じ支援員を配置するなど教育環境の充実に努めました。
- ・ 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼稚園と小学校との交流活動を実施しました。  
また、幼稚園と小学校の教職員が合同研修を実施するなど、互いの教育に対して理解を深めました。
- ・ 3歳児の幼稚園教育を兵庫県下で最も早く導入し、幼児の豊かな心の育成、基本的生活習慣の形成、道徳性・規範意識の醸成等を柱として教育活動を行いました。
- ・ 預かり保育は、市立幼稚園に通園する4・5歳児の希望者を対象に、保護者の子育てに対する不安やストレスの緩和、幼児の健やかな成長を図ることを目的に教育時間を延長し、教育活動を行いました。令和元年10月からは預かり保育料を無料とし、令和2年度からは終了時間を17時に拡大しました。

##### 指標で見る取組の成果

- ・ 通常の教育時間外の教育活動として、預かり保育を市立幼稚園全6園で実施することで、幼稚園教育の機会拡充を図るとともに、保護者の子育てに対する不安やストレスの緩和に寄与するなど、子育て支援にも貢献しました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
預かり保育の実施状況	0%	100%	100%	100%

##### 課題と方向性

- ・ 幼稚園における幼児教育の質の向上とともに、小学校教育との円滑な接続を見据えて、学びの連続性を確保する取組の充実に努める必要があります。
- ・ 市立幼稚園には、子育てに関する情報を提供し、相談に応じるなど幼児教育だけでなく子育て支援を推進していくことが求められているため、幼児教育センターを核とした子育て情報の提供と支援の在り方について研究を進めます。

## 2 確かな学力の定着

### これまでの主な取組

(学力向上方策の充実)

・基本的な学習習慣・生活習慣の定着、基礎学力の向上及び小学校から中学校への円滑な接続を図るため、新学習システムの活用や兵庫型教科担任制などに取り組みました。

また、学力の把握と指導方法の工夫改善のため、「ぐんぐん学力アップ事業」として、市独自で全国規模の民間の学力調査に毎年取り組み、全国学力・学習状況調査結果も踏まえながら、「相生市学力向上プラン」を核に、つまずきのフォローや学習習慣の定着に向けた家庭学習の充実など学力向上方策の充実を図りました。

・読書タイムや漢字、計算などの学習タイムを実施し、基礎・基本の定着だけでなく、主体的に学習に取り組む姿勢を高め、読書習慣の向上につなげることができました。

・「幼小中・地域まるごとつながりの中での一貫教育」（相生型小中一貫教育）を進めるに当たり、幼稚園から中学校までの12年間を見通した系統性・継続性のある教育に取り組むため、専門性をいかした高学年での教科担任制の活用や相互乗り入れ授業を通じて、中学校での学習への円滑な接続を図り、各教科の学習や教科外活動の系統性を整理し、学力向上につなげました。

(読書活動の充実)

・相生市子ども読書活動推進計画を踏まえ、学校図書館の利活用を進めるとともに、学校における朝学習や読み聞かせの実施など、子どもたちの読書活動を推進し、読解力、表現力等の向上はもとより豊かな情操の育成に努めました。

また、読み聞かせボランティアや図書館との連携を深めながら、子どもたちの読書活動を一層推進しました。

(特別支援教育の充実)

・特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた特別な支援が必要な子どもたちについて、就学前から中学校までを通じて情報の共有・連携を図り、校内の支援体制を整備するとともに、共に学ぶことで豊かな人間性を育む交流学习に取り組みました。

また、心身障害児介助員及び特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな支援を行いました。

(情報教育の充実)

・国のGIGAスクール構想の推進に合わせ、児童生徒用一人一台端末のタブレット型コンピュータの整備、高速ネットワーク通信Wi-Fi環境の整備、デジタル教材の導入等を進めました。



また、個別最適化学習に向け、ICT支援員等の補助を受けながら、教職員の研修を進めました。

- ・校務の情報化に伴い、セキュリティ環境を高めるとともに、個人情報の取扱いに対する意識の向上を図りました。

- ・子どもたちのスマートフォン・携帯電話でのSNS、メール及びインターネットの利用が進む中、「ケータイ・スマホ教室」を継続して実施し、情報モラル教育を推進しました。

(グローバル化に対応した教育の推進)

- ・「ワンピース・イングリッシュ・AIOI事業」により、幼稚園、小学校及び中学校において、外国語活動や授業などの中で子どもたちが一貫して英語に慣れ親しみ、「聞く・話す」を中心にコミュニケーション能力を高めていけるよう、外国人英語講師を配置し、教職員と連携しながら指導を行いました。英語アドバイザーや外国人英語講師による教職員研修も実施し、指導力の向上を図りました。

### 指標で見る取組の成果

- ・小中学校9年間を見通した教育課程の編成や指導方法の工夫により、「学校の授業が分かる」と感じる生徒の割合の向上に努めました。

- ・安定した蔵書率の確保に努め、学校図書館が子どもたちにとって魅力ある場所となるように、読書環境を整えました。

- ・特別支援教育コーディネーターや学校支援教員が中心となり、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成が定着しました。

また、それらを活用し、関係機関と連携し就学前から中学校卒業後まで、一貫した支援システムを構築しました。

指 標		実 績 値			目標値 (R3)
		H21	H26	R2	
学校の授業が分かる と答えた児童生徒の割合	小	—	87.8%	90.6% (R1)	90%以上
	中	—	84.5%	82.8% (R1)	85%以上
学校図書館の蔵書率	小	68% (H22)	98.0%	111.6%	105%以上
	中	82% (H22)	100.7%	118.7%	115%以上
個別の教育支援計画の作成状況		80%	100%	100%	100%
ICTを活用した授業ができる 教職員の割合		—	100%	100%	100%
小学校教職員の英語教育研修の 受講状況		30%	38.3%	100%	100%



## 課題と方向性

- ・児童生徒の学習意欲を高め、さらなる学力向上を図るため、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、継続して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善を図る必要があります。
- ・児童生徒の個性や能力を伸ばし、創造性を育むため、ICT機器を活用した個別学習や協働学習と、ふれあいや絆を重視した日々の授業や体験活動を組み合わせ、教育活動の充実を図る必要があります。
- ・今後も理科、数学及び科学技術に対する興味・関心・意欲・能力を高め、児童生徒の科学的・数学的思考力、表現力、課題解決能力等を育む必要があります。
- ・各教科の特性に応じたプログラミング教育の充実を図るとともに、情報活用能力を育成する必要があります。

## 3 豊かな心の育成

### これまでの主な取組

(道徳教育の充実)

- ・「道徳の時間」を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するため、「兵庫県版道徳教育副読本」等を活用し、家庭・地域との連携の下、道徳の授業の公開を促進し、学年間・学校間・校種間の接続性、系統性を踏まえた指導体制の充実及び教員の指導力の向上を図りました。

(体験活動の充実)

- ・「環境学習」「自然学校」「トライやる・ウィーク」をはじめとする発達段階に応じた体験学習を通して、他者と協力・協働して社会に参画する態度、自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力、信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりや感動する心、児童生徒の豊かな人間性や社会性等の育成を図りました。

(伝統と文化に関する教育の推進)

- ・地域の歴史及び文化に関する学習の充実を図るとともに、児童生徒の発達に応じ、ペーロンや伝統音楽、獅子舞などを体験的に学ぶ機会を通じて、我が国や郷土の伝統文化に対する学びを深め、ふるさとを愛する態度を育て、地域の一員としての自覚を高めました。

(自己実現と共生をめざす人権教育の充実)

- ・自分自身や他者に対する肯定的な態度や多様な文化背景を持つ人々と豊かに共生する心を育成し、人権尊重の精神を培うため、人権教育資料の効果的な活用と普及を図り、多様な交流事業を実施するなど人権教育の推進を図りました。

(「心の専門家」の配置による子どもたちへの支援)

- ・児童生徒や保護者の多岐にわたる悩み・相談に適切に対応するため、専門家や専門機関との連携を深め、スクールカウンセラーは児童生徒や保護者を対象とする心

の相談、スクールソーシャルワーカーは家庭と学校と福祉をつなぐ支援などきめ細かな対応を行いました。

- ・いじめの積極的認知を進め、芽の小さなうちから教職員が組織的に指導・対応する体制を整えることにより、早期発見・早期対応を図りました。

### 指標で見る取組の成果

- ・参観日以外にも校内研修やグループ研修などで道徳の授業の公開を進め、指導力向上を図りました。児童生徒一人一人が自己肯定感や自尊感情を高め、他者への思いやりの心を育てる授業研究を推進しました。

- ・伝統音楽や絵画などの我が国の伝統文化の学習のほか、市独自のペーロンを教材にしたふるさと教育を進めました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
道徳の授業の公開回数 (学期に1回実施した小中学校の割合)	—	100%	40%	100%
「今住んでいる地域の行事に参加していますか」(全国学力・学習状況調査)で「当てはまる」と答える児童生徒の割合	—	38.2%	32.8% (R1)	50%以上
伝統文化に関する授業の実施 (各学校、年間)	0回	3.6回	2.7回	5回以上 実施
スクールソーシャルワーカーの配置	—	配置完了	有効活用	有効活用

### 課題と方向性

- ・教科化された「特別の教科 道徳」の主体的・対話的な深い学びに加え、各種体験教育を通して、家庭や地域と連携した豊かな心の育成の充実を図る必要があります。

- ・子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に付け、命を大切にできる心、思いやりの心及び共生の心の大切さを認識できるよう、社会環境の変化を踏まえながら、引き続き、発達段階に応じた体験教育の充実を図る必要があります。

- ・トライアンドエラーの中で達成感や自己有用感を感じさせるなど、学ぶ意欲や成長する意欲を喚起する取組を充実させるとともに、自立心を育むため、児童生徒の主体的・自発的な活動を取り入れた体験活動となるよう継続して工夫する必要があります。

- ・家庭・地域との連携の下、人権課題の主体的解決に向けた教育の推進を図るとと

もに、国際化、情報化、高齢化に係る新たな人権課題にも取り組む必要があります。

## 4 健やかでたくましい体づくり

### これまでの主な取組

(体育・スポーツ活動の推進)

- ・健全な身体を育むため、効果的な体育科の授業実践や「全国体力・運動能力等調査」などの結果を分析・検証し、体力・運動能力向上に取り組みました。
- ・生徒がそれぞれの興味関心に応じ、運動部活動等においてスポーツに親しみ、責任感や連帯感の醸成を図るとともに、生涯を通じて継続的に運動しようとする資質や能力を高めました。

(健康教育の推進)

- ・多様化・深刻化している心身の健康課題に対応するため、学校保健についての教職員の研修を実施し、体系的な健康教育の充実、保護者・学校医等との連携による保健管理の充実を図りました。

### 指標で見る取組の成果

- ・授業に取り入れたサーキットトレーニングや、幼稚園が取り組んだリズムジャンプを小学校でも行うなど、継続した取組により成果が現れています。

指 標		実 績 値			目標値 (R3)
		H21	H26	R2	
体力・運動能力テストの体力合計点の全国平均値との比較	小5男子	やや下位	やや下位	上位 (R1)	上位
	小5女子	上位	上位	上位 (R1)	上位
	中2男子	やや下位	やや下位	平均並 (R1)	上位
	中2女子	上位	上位	平均並 (R1)	上位
食に関する指導の実施回数 (学期に1回実施した小中学校の割合)		—	100%	100%	100%

## 課題と方向性

- ・運動習慣の定着による基礎的な体力・運動能力の向上に向け、教職員の指導力及び実技能力の向上が必要です。
- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒に食事、運動、休養等が調和した健康な生活に向けた自己管理能力を育成する必要があります。

## 5 学校給食の充実と食育の推進

### これまでの主な取組

- ・幼稚園・小学校・中学校において、豊富な献立メニューと栄養バランスのとれた安全安心な学校給食を提供し、健やかな体を育むとともに、給食費を無料化し、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図りました。
- ・児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、家庭・地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育の実践に取り組みました。
- ・子どもたちの心身の調和のとれた発育を促す家庭教育を支援するため、日常生活・学習指導、給食だより、PTCA活動等を通じ啓発を行いました。

### 指標で見る取組の成果

- ・地産食材の活用として、市の農林水産関係部局と連携し、相生市内産食材を給食メニューに取り入れました。地産食材は、給食だよりや校内放送で紹介し、児童生徒が生産者の思いを知ることによって、地域への愛着を育てることにつながりました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
学校給食における地場産物の使用割合（生鮮野菜）	28%	29.4%	35.2%	35%

## 課題と方向性

- ・将来の健康な生活に向け、学校の教育活動全体を通じた計画的・継続的な食育実践体制の充実を図る必要があります。
- ・学校給食において地産食材の活用の促進を図り、家庭・地域と連携しながら食育の実践に取り組む必要があります。

## 6 教職員の資質の向上

### これまでの主な取組

(教職員の資質と実践的指導力の向上)

・ 県教育委員会の年次研修のほか、市独自の研修講座開設、研究部会の組織など、教職員の経験に応じた研修体系を構築し、様々な教育課題に対応する資質・指導力の向上を図りました。

・ いじめ、不登校、問題行動等の課題に対し、学校・関係機関が一丸となって、未然防止、早期発見・早期対応を目的として連携体制の強化を図りました。

また、スクールカウンセラー等の専門家による、教職員の対応能力向上に向けた研修の充実を図りました。

・ 特別支援教育に関する優れた実践事例を共有・活用することで、教職員の特別支援教育に関する理解を深め、基礎的な知識・技能の習得、障害特性に対応する指導力の向上を図りました。

(教職員のメンタルヘルスの保持・増進)

・ 教職員の業務改善の推進や定時退勤日、ノー部活デー、ノー会議デー等の定着はもとより、メンタルヘルスに関する相談体制を校務分掌に位置付けるなど、悩みを身近に相談できる職場環境を整備しました。

### 指標で見る取組の成果

・ 教職員の世代交代が進む中、各校・各校区の課題に応じた校内研修を実施し、教育力の維持継承、更なる向上に取り組みました。

また、研修メニューに人権やICT活用などの新たな課題を積極的に取り入れるとともに、夏季休業中の教育研究所研修講座においては、日程の配慮やキャリアに応じた講座を開設するなど、教職員が参加しやすく満足度の高い研修の運営に努めました。

指 標		実 績 値			目標値 (R3)
		H21	H26	R2	
校内研修に効果があった と思う教職員の割合	小	—	93.5%	95.2%	95%以上
	中	—	98.0%		
相生市教育研究所が実施する 研修講座、研究部会の参加延べ 人数		320人	380人	206人	500人

## 課題と方向性

- ・教育用 I C T 機器の活用をはじめとする新たな教育課題に対応する市独自の研修講座開設、研究部会の組織など、高度な専門的知識と実践的指導力を高める研修体系を構築し、継続して資質・指導力の向上を図る必要があります。
- ・いじめ対応マニュアルの改訂や各校のいじめ防止基本方針の定期的な見直しを行うとともに、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制づくりを進め、慎重な判断に基づく継続的な児童生徒支援の充実を図る必要があります。
- ・不登校等の対策の推進として、学校が関係機関と連携しながら、不登校児童生徒の学校生活への適応支援や保護者への教育相談の充実を図る必要があります。
- ・「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、学校訪問等を通じて先進的な取組事例の積極的な活用を促し、管理職のリーダーシップの下、実効性のある取組の推進を図る必要があります。
- ・教職員の研修ニーズは各教科の幅広い専門性の向上に及ぶため、今後は、県や大学が実施する研修講座を含めた受講体制が望まれます。

## 7 地域に開かれた特色ある学校づくり

### これまでの主な取組

(開かれた学校づくりの推進)

- ・保護者や地域住民の学校理解を深めるため、学校評議員制度の推進、学校関係者評価、オープンスクールの実施等により、教育活動その他の学校運営に関する情報の提供を行いました。

(地域による学校支援の推進)

- ・学校の教育活動に地域住民が参画する取組の推進に寄与するため、地域のボランティア人材活用のための名簿作成、環境体験事業、トライやる・ウィーク等による地域の教育力の活用を図りました。

(学校安全及び防災教育の推進)

- ・通学路の安全対策などの地域ぐるみで子どもを守る取組や学校の防災体制の充実、防災教育の推進を通じて、児童生徒に自らの生命を守るために主体的に行動する力とともに、助け合いやボランティア精神など共生の心を育みました。

### 指標で見る取組の成果

- ・ホームページ、学校園だより等を通じ、保護者や地域に対して学校園の取組や情報の公開・共有を進め、各校園で開かれた学校づくりに取り組みました。
- ・学期に1回以上、防災訓練を行い、児童生徒が生命を守るために必要な能力や態度を身に付けさせました。



指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
学校園ホームページ更新回数 (月1回以上)	—	50%	87.5%	100%
防災訓練や安全講習会の実施 回数(学期に1回実施した小 中学校の割合)	—	100%	100%	100%

### 課題と方向性

- ・これまで築いてきた学校と地域が連携して子どもを育てる取組を土台とし、学校評価結果等を地域と共有、活用しながら、具体的な学校運営改善の取組を持続的に実施する必要があります。
- ・学校支援に参加する地域住民を確保し、通学路を含む見守り活動の推進を図るとともに、警察・道路管理者等と連携の下、登下校を含む児童生徒の安全確保の徹底を図る必要があります。

## 8 教育の機会均等の確保

### これまでの主な取組

- ・経済的理由で就学が困難な児童生徒の教育の機会を確保するため、就学に必要な経費の支援を行いました。  
また、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じた援助を行いました。
- ・市立学校に通学する小中学生の通学に際し、交通機関等を利用する費用について通学費補助により経済的負担の均衡を図りました。
- ・市内に住所を有する園児を対象に子育て支援を通じて子どもを育てやすい環境づくりを推進するため、平成23年度より市内全ての園児の保育料を無料とし、経済的負担の軽減を行いました。  
また、令和2年10月より入園料についても無料としました。

### 課題と方向性

- ・対象児童生徒を的確に把握するとともに、必要な時期に適正な援助を実施することが必要です。



## 9 学校施設の整備・充実

### これまでの主な取組

(学校施設の耐震補強などの推進)

- ・学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす教育活動を行う場所であり、非常時には地域住民の避難所となるため、大規模地震においても安全性が確保できるよう、I s 値0.7未満の学校施設に耐震補強工事を実施し、安全で安心できる環境確保を行いました。
- ・良好な教育環境の維持向上のため、学校現場との連携を密にしながら、危険性及び緊急性などを判断し、計画的な修繕を行いました。

(学校の適正規模・適正配置の推進)

- ・学校の適正規模・適正配置については、児童生徒に対する教育効果を第一に考え、通学距離、小中学校区域の関係、地域の歴史的背景などを考慮した相生市立小中学校適正配置計画を平成22年4月に策定しました。

計画にある統合については、地域の同意が得られないことから凍結していますが、合同授業など「相生方式」により小規模校のメリットを生かす教育を進めています。これらの成果等を踏まえ、毎年度検証を行っています。

### 指標で見る取組の成果

- ・耐震性による優先順位のもと耐震補強工事を行い、平成27年度末に全ての小中学校の耐震補強工事が終了し、学校施設の安全性が確保されました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
耐震化率	—	92.3%	100%	100%

### 課題と方向性

- ・学校施設の耐震補強により学校の安全性の確保は図れました。今後も、子どもたちの良好な教育環境の創出のため、大規模改修や長寿命化改修などを含め、教育施設、設備の改修に取り組む必要があります。
  - ・校区によっては、児童数・生徒数の偏在が生じています。このことで、子どもたちへの教育効果に偏りが生じることのないよう、学校・保護者・地域の意見を反映しながら、各地域にあった良好な教育環境を維持する必要があります。
- そのため、将来的な児童数・生徒数の推移と、地域住民や保護者の意見、地域における学校の歴史的背景などを総合的に考慮した指針の策定を行います。

## 第2 生涯学習分野

### 1 ライフステージに応じた学習の機会の提供

#### これまでの主な取組

- ・少子高齢化や核家族化の進展により、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。その中で、げんキッズイングリッシュキャンプや子どもフェスティバルなどの体験事業、新成人が主体となり企画・進行を行う成人式の実施などを通して、心豊かでたくましい青少年の育成に努めました。
- ・満60歳以上を対象とした金ヶ崎学園大学を開講し、高齢者が心身ともに健康な状態を維持し、充実した人生の創造と地域社会で活躍する人材の育成を図りました。原則、月1回の割合で午前には教養講座、午後には専門講座として保健体育コース、園芸コース、歴史コースを開設しました。
- ・いつでもどこでも学べ、生涯にわたり自らの学習意欲を高めるとともに、地域コミュニティの拠点として、市内5か所の公民館と若狭野多目的研修センターにおいて、子どもから高齢者までライフステージに応じた各種講座を多数開設しました。

#### 指標で見る取組の成果

- ・市民が気軽に集い、仲間と出会い、生きがいを持って過ごすことのできる、多様な学習活動やレクリエーション活動の機会を設けました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
チャレンジパスポート参加者数	170人	265人	308人 (R1)	R2事業終了
金ヶ崎学園大学の参加者数	6,466人	7,046人	5,731人 (R1)	7,000人
公民館利用者数	73,000人	66,323人	37,395人	75,000人

#### 課題と方向性

・社会情勢の急速な変化に伴い、個人の価値観の多様化や学習ニーズの高度化が進んでいます。

また、集団の学びに加えて、インターネット等による個人の学びが進みつつある中で、仲間と交流することの大切さを伝えるため、ニーズに応じた魅力あるプログラムを提供する必要があります。

## 2 青少年の健全育成

### これまでの主な取組

- ・補導委員を中心とした補導育成活動や有害環境の浄化により、青少年の健全な育成環境を整えました。
- ・中学校区青少年健全育成協議会による啓発活動を通じ、地域での活動の充実に努め、地域ぐるみで青少年の問題行動を未然防止する土壌づくりに取り組みました。
- ・関係機関との連携強化を図り、不審者情報の共有やWeb上の有害な環境から子どもを守る研修の充実に努めました。
- ・臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどによる教育相談体制により、青少年やその家族の抱える悩みに対応しました。

### 指標で見る取組の成果

- ・落ち着いた生活が定着し、問題行動を引き起こす青少年が少なく、補導件数は大きく減少しています。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
青少年の補導人数	295 人	144 人	35 人	80 人

### 課題と方向性

- ・高度に情報化していく社会の変化に対応するために、補導委員等のスキルアップや専門機関との連携を今まで以上に推進することが重要です。そのためにも、普段から関係機関や専門家との情報連携、行動連携を適切に実施する必要があります。
- ・今後も家庭・地域・学校が連携し、地域社会が一体となり青少年の健全育成に取り組めます。

## 3 文化振興

### これまでの主な取組

- ・文化芸術活動の発表の場として文化祭及び美術展の開催を通して、市民の創造性や豊かな感性を育みました。文化祭は毎年10月から12月にかけて文化祭運営委員会による自主的な運営のもと、相生市文化協会加盟団体を中心に17分野の発表会・作品展を開催しました。

また、美術展は、毎年10月の中旬に美術展運営委員会による主体的な運営のも

と、作品を募集し開催しました。

・文化団体の支援として、相生市文化協会や相生美術協会の運営に補助を行い、各団体が安定的に活動できるように努めました。

また、市民の自主的な文化活動を支援するため、芸術文化活動助成を行い、個人及びグループの活動を支援しました。

・平成28年4月に新たにオープンした文化会館において、市民のにぎわいと交流の場の提供に努めました。

また、幅広い世代を対象に鑑賞と発表の両面から多様なジャンルの自主事業を計画・実施し、市民が質の高い文化芸術に触れる機会の提供に努めました。

### 指標で見る取組の成果

・少子高齢化等による文化団体の加入者数の減少が危惧されましたが、市民の自主的な芸術文化活動を支援するとともに、文化団体の育成に努めたことにより、相生市文化協会の加入団体数、人数ともに増加がみられました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
美術展出品数	254 点	277 点	253 点 (R1)	280 点
文化協会各団体への加入者数	1,100 人	921 人	1,108 人	1,130 人

### 課題と方向性

・文化の担い手である市民の多種多様な芸術文化活動の活性化、文化意識の向上のためには、発表の場の提供等、市の支援が不可欠です。

## 4 放課後対策事業

### これまでの主な取組

・放課後児童保育は、保護者の就労や疾病などの理由により、放課後に保護者が家にいない児童を対象に、全小学校で実施しました。平成27年度からは、対象を4年生以下から全学年に拡大し、令和2年度からは開設時間を学校開校日は放課後から18時30分まで、代休日及び長期休業期間は8時から18時30分までに拡大しました。

また、双葉小学校の入所児童の増加に伴い、平成29年度に「くすの木学級」の施設を新設しました。

・放課後子ども教室は、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる

環境づくりを目的に、平成19年から2校をモデル校として試行的に開設しました。その後、段階的に開設校を増やし、平成26年度から全ての小学校で開設しました。

子どもたちの安全安心な活動拠点として、放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行いました。

・相生っ子学び塾は、子どもたちの基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身に付けることを目的に、小学5・6年生を対象に放課後等において現代版寺子屋として、平成25年度から国語・算数・英語を開設しました。

また、平成27年度から珠算を開設し、令和元年度からは珠算のみ対象を4年生に拡大しました。

### 指標で見る取組の成果

・放課後の子どもの安全な居場所を確保するとともに、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動の取組の充実を図りました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
放課後子ども教室開設数	4校	全校	全校	全校

### 課題と方向性

・放課後児童保育へのニーズが高まる中で、児童数に見合った施設とスタッフの確保に努める必要があります。

・少子化や核家族化が進展し、子どもが世代を超えて触れ合う機会が減少しているなど地域社会での人間関係の希薄化が懸念されています。そこで、今後とも子どもが地域の方々と交流する場と機会の提供が大切となっています。

## 5 図書館事業

### これまでの主な取組

・相生市子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタートや読書会などの事業を行い、幼少期から本に親しむ環境づくりに努めました。

また、子どもから大人まで年代に応じた各種講座の開設や読み聞かせボランティアの育成を図り、図書館と家庭・地域・学校の連携の中で読書推進のネットワーク化に努めました。

・図書館の管理運営については、令和2年度から指定管理者制度へ移行し、開館時間延長や民間業者のノウハウの活用など、更なる市民サービスの向上を図りました。

### 指標で見る取組の成果

・図書館離れが懸念される中においても、ライフステージに応じた自主事業、レファレンス業務、蔵書の充実等に取り組むことで貸出冊数の増に努めました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
図書貸出冊数	178,000 冊	163,015 冊	136,823 冊	192,000 冊

### 課題と方向性

・スマートフォンや電子書籍などの普及により、図書館離れが懸念されますが、読み聞かせや読書会など読書推進につながる事業の充実を通じて、市民が読書に親しむ環境づくりが必要です。

また、相生市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが自主的に本を手に取り読書活動を定着させる環境づくりが必要です。

## 6 文化財の保存と活用

### これまでの主な取組

・市指定文化財を中心に整備を行うとともに、市所有文化財資料の保存修理を計画的に行い、郷土資料の適切な管理に努めました。

また、相生ペーロンの市指定無形民俗文化財登録や甲崎古墳の調査を行い、報告書にまとめるなど、新たな文化財の発掘、調査及び保存に努めました。

・歴史民俗資料館を拠点に文化財や郷土の偉人を紹介するとともに、歴史講座、史跡めぐり及び資料館だよりの発行を行い、相生の歴史文化の発信に努めました。

また、図書館及び文化会館を活用して特別展を開催し、より多くの方々に郷土の文化財に触れ、親しむ機会の充実に努めました。

### 課題と方向性

・文化財保護法及び相生市文化財保護条例に基づき積極的に文化財指定を行い、市内に残された貴重な文化財を保存・公開し、市民が文化財を身近なものとして親しみ、郷土を愛する心を育むことが必要です。



## 7 スポーツ活動の推進

### これまでの主な取組

・ジュニア世代のスポーツ推進のため、スポーツフェスティバルやファミリースポーツフェアなど、スポーツに触れ合う機会を提供しました。

また、体育協会等と連携を図り、子どもたちの基礎的体力や技術力の向上に取り組みました。

・子どもから高齢者までが、それぞれのライフステージに応じて参加できる各種大会・行事やスポーツ教室などを開催し、スポーツの普及・推進に努めました。

・選手の競技力向上のため、指導者の専門性を高めるための研修会等を支援するとともに、優秀選手の育成のために、全国大会等に出場する選手への激励金の交付やスポーツ顕彰の授与を行いました。

・生涯スポーツでは、誰でも参加しやすいレクリエーションスポーツの大会を開催するとともに、道具の貸出しも行いました。

また、地域スポーツクラブへの運営支援を行い、体制強化と活性化を図りました。

### 指標で見る取組の成果

・スポーツイベントやスポーツ施設の情報をホームページ・広報紙で情報提供するとともに、体育協会と連携して各種団体が実施する教室のパンフレットを作成し、積極的に情報発信を行うなど、スポーツをするきっかけづくりに取り組みました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
定期的に運動をしている人の割合	37.9%	40.1%	46.9% (R1)	50%
スポーツ種目別構成人数	3,480人	3,937人	3,741人	4,000人

### 課題と方向性

・市民ニーズを的確に把握し、時代に即したスポーツメニューの研究と提供を図っていくことが必要です。

また、スポーツを通じた交流促進・コミュニティの活性化を図るため、地域に根差した活動機会の創出やリーダーの育成が引き続き課題となっています。



## 8 人権尊重の文化に満ちたまちづくりの推進

### これまでの主な取組

- ・人権課題に対して正しい理解と認識を深めていくよう、講演会の実施や啓発紙の発行など情報提供に取り組みました。
- ・相生市人権教育推進協議会と連携し、市民人権学習支援事業を実施するなど、生涯にわたって人権を学び続ける場の提供に取り組みました。
- ・多様化・複雑化する人権課題に対応するため、人権施策協働推進ガイドラインに沿って連絡会議を開催するなど、行政内部の連携体制の整備を図りました。

### 指標で見る取組の成果

- ・市民人権学習支援事業、講演会等の実施、啓発紙の発行など市民対象の啓発事業の取組によって、人権が尊重されていると感じる市民の割合の増加が見られます。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合が県のアンケート調査を上回る。 (H21年県調査 44.0%)	—	47.4%	49.9% (R1)	52%

### 課題と方向性

- ・市民の人権に対する関心を高めるため、講演会や啓発紙などのテーマには、社会状況、市民ニーズ、新しい人権課題等を反映させていく必要があります。
- ・相生市人権教育推進協議会と連携し、若年層、子育て世代及び働く人々の学習機会の提供に取り組む必要があります。

## 9 社会教育施設の整備・充実

### これまでの主な取組

- ・公民館等は、台風等の災害発生時に地域住民の避難所としての役割も兼ねているため、耐震補強工事を行うなど、計画的に維持補修を行い、市民が安心して利用できる環境づくりに努めました。
- ・図書館は、昭和56年に建設され、平成24年度に耐震補強工事、平成30年度にはエレベーターの改修を行うなど計画的に維持補修を行い、市民が安心して利用できる環境づくりに努めました。
- ・市民の文化芸術・にぎわいと交流の拠点として、平成28年4月に文化会館を開館しました。
- ・スポーツ施設は、体育協会等の関係団体や施設利用者の意見を踏まえ、安全性の確保と利用促進を図るため、計画的な施設の整備と充実を図りました。
- ・指定管理者制度を導入している温水プール・西部市民プールについては、日常的に情報交換と評価検証を行い、適切かつ効率的な管理運営を図りました。

### 指標で見る取組の成果

- ・利用者が安全・安心に利用できるよう、計画的に耐震補強工事及び施設改修工事を行いました。

指 標	実 績 値			目標値 (R3)
	H21	H26	R2	
公民館等及び図書館耐震補強工事	—	—	完了	令和2年度までに実施
市民体育館耐震補強・施設改修工事	—	—	完了	令和2年度までに実施
温水プール施設改修工事	—	—	完了	令和2年度までに実施

### 課題と方向性

- ・各施設とも、設置後相当な期間が経過しているため、今後、安全性と緊急性を考慮しながら優先順位を定め、計画的な改修・修繕等を実施することで、社会教育施設としての機能の維持を図るとともに、施設の長寿命化を基本に様々な検討を行います。

## 第3章 教育をめぐる現状と課題

### 第1 社会潮流と教育

#### 1 少子高齢化・人口減少社会の到来

日本の人口は平成20年をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によると2050年には1億人を下回り、そのうち約4割が65歳以上の高齢者になると予想されるなど、少子高齢化が進行しています。

相生市においても、昭和50年の42,008人をピークに人口減少が続き、令和2年の国勢調査では28,355人となっています。この減少傾向は、今後も続くと思われていますが、相生市地域創生総合戦略に基づく人口対策が行われる中、令和37年頃には22,145人と見込まれています。

このような社会の到来による教育分野への影響は、学校規模の縮小化、家庭における子育て負担の増加、地域社会のつながりが希薄化することによる地域の教育力の低下等の問題が懸念されています。

#### 2 自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症への対策

近年、局地的な大雨や台風の大型化などにより、風水害が甚大化・頻発化し大きな被害をもたらしているとともに、南海トラフ地震が発生する確率は、今後30年以内に70～80%程度とされていることから、防災教育や防災訓練などを更に充実させる必要があります。

また、令和2年に全世界に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、前例のない全国一斉の学校の臨時休業要請等、教育活動に支障が生じる事態を引き起こしました。今後の教育現場には、「新しい生活様式」を導入し、感染拡大のリスクを低減させながら学びや生活を保障するため、新たな視点や考え方を取り入れた取組が必要です。

#### 3 働き方改革

働き方改革関連法の成立により、労働者の時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善への気運が高まり、学校においても、教職員の多岐にわたる業務が長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっています。

本市においても、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進めることにより、教職員自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対する効果的な教育活動の実現につなげるなど教育の質の向上を図ることが必要です。

## 4 超スマート社会（Society5.0）の到来

Society5.0と言われる超スマート社会の実現に向けて、I o Tやビッグデータ、人工知能（A I）に関する技術革新が急速に進んでいます。

また、I C Tの急速な発達により、I C Tによる学習の支援等新たな教育環境の整備が進んできましたが、子どもたちがS N Sを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担するなど、子どもたちの安全が脅かされる事態も生じています。

本市においても、高度に情報化していく社会に主体的に対応し、次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上のため、国の「G I G Aスクール構想」により整備された一人一台パソコン等を効果的に活用した授業の充実を図り、情報活用能力の育成が必要です。

さらに、論理的思考力、創造性及び問題解決能力を育むとともに、実体験を通して豊かな心を育むことによる情報モラルの向上が必要です。

## 5 グローバル化の進展

現代社会におけるI C Tの発達や交通網の整備などにより、人々の生活圏は急速に広域化し、グローバル化の加速が世界の国々の相互影響と依存の度合いを高めています。これらにより、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等の地球規模の人類共通の課題が増大し、こうした課題を解決するため、「持続可能な開発目標（S D G s）」を掲げ、各国とも取組が求められています。

こうした状況に速やかに対応し、活躍できる人材を育成するには、語学力やコミュニケーション能力に加え、日本の伝統・文化に親しみ、ふるさとを愛する心を持ち、異文化を理解し、国際的視野に立って主体的に行動し、多様な人々と共に生きようとする態度が重要です。

## 6 人生100年時代への移行

近年は、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が伸長し、人生100年時代を迎えつつあります。そのため、今後は長い生涯の中で複数の仕事を持つことや仕事を引退した後にボランティア等により、地域の課題解決のために活動することなどが、より一般的になると考えられます。

こうしたライフサイクルの中では、誰もが生涯にわたり学び、身に付けた様々な知識や技術をいかしながら、いきいきと活躍できる社会の実現が期待されており、学びの機会やその成果を地域で生かすことのできる環境整備等の生涯学習の更なる充実が求められています。

## 第2 相生市の現状

### 1 相生市の人口

【相生市統計情報による人口推移】

上段：(人) 下段：(%)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口	30,606	30,390	30,123	30,129	29,885	29,772	29,433	28,971	28,355
伸び率	-	△0.71	△0.88	0.02	△0.81	△0.38	△1.14	△1.57	△2.13

※H27年・R2年は、国勢調査

※国勢調査以外の年は、各年10月1日現在の推計人口

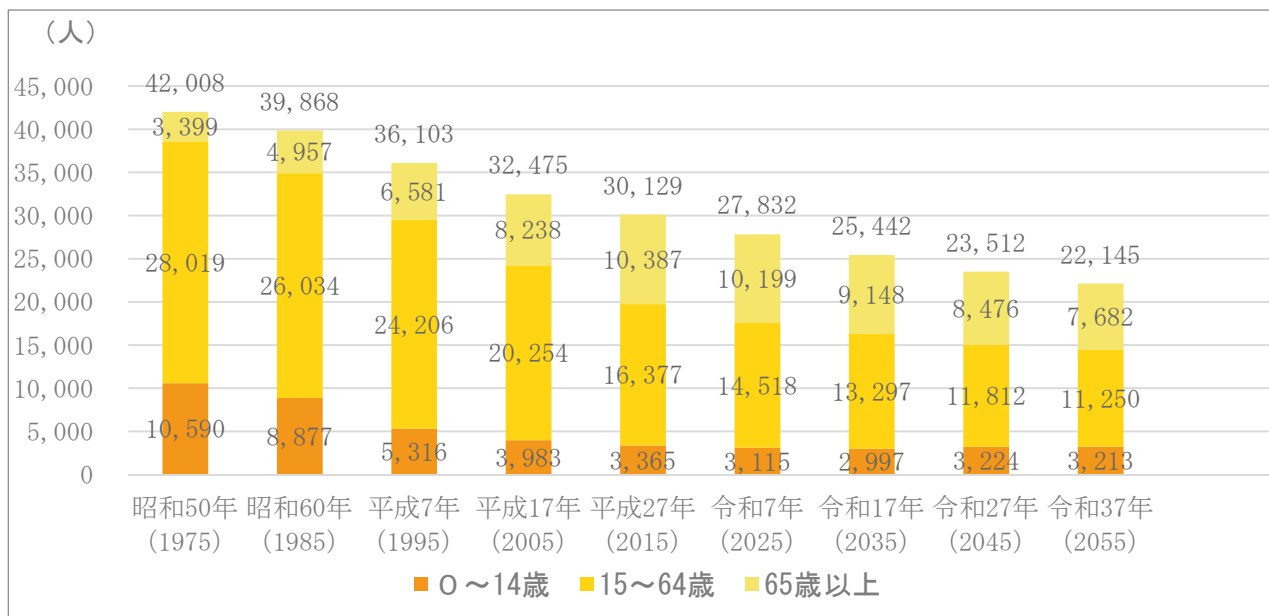
【相生市人口ビジョンにおける人口推移と推計】

上段：(人) 下段：(%)

	S50	S60	H7	H17	H27	R7	R17	R27	R37
人口	42,008	39,868	36,103	32,475	30,129	27,832	25,442	23,512	22,145
伸び率	-	△5.09	△9.44	△10.05	△7.22	△7.62	△8.59	△7.59	△5.81

※S50～H27は、国勢調査

【年齢3区分別人口推移と推計】



- 昭和50年頃から総人口は減少を続け、さらに年少人口、生産年齢人口の減少に伴う少子高齢化も進行しています。
- 相生市人口ビジョンにおける推計人口では、令和37年には22,145人と、平成27年の約73%となることが予測されていることから、子育て・教育支援及び定住促進施策の取組を進めています。

## 2 市立学校園の園児・児童・生徒数

### 【園児数の推移】

市立幼稚園	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
園 数 (園)	6	6	6	6	6	6	6
学級数計 (学級)	23	22	23	20	19	19	18
3 歳児	9	8	9	7	6	6	7
4 歳児	7	7	7	6	7	6	5
5 歳児	7	7	7	7	6	7	6
園児数計 (人)	420	421	418	385	380	340	307
3 歳児	143	130	125	130	114	91	94
4 歳児	131	156	132	125	137	117	92
5 歳児	146	135	161	130	129	132	121
就園率 (%)	59.9	59.1	58.1	55.2	55.1	51.9	48.4

- 就業構造の変化や幼児教育・保育の無料化等により、就学前児童の通う施設として保育所や認定こども園等のニーズが増えています。

### 【児童数の推移】

上段：(学級) 下段：(人)

小学校		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
相生	学級数	7	7	7	7	7	7	7
	児童数	54	51	52	53	50	39	37
那波	学級数	7	8	7	8	8	8	8
	児童数	105	115	121	131	138	139	141
双葉	学級数	15	15	16	17	17	18	19
	児童数	396	402	431	461	464	494	527
若狭野	学級数	6	6	6	7	8	8	8
	児童数	110	108	106	100	90	87	79
矢野	学級数	6	6	6	6	6	6	6
	児童数	44	38	39	37	32	35	37
青葉台	学級数	14	14	14	14	13	13	12
	児童数	294	284	269	275	265	275	244
中央	学級数	15	14	14	15	14	14	14
	児童数	357	358	358	359	359	348	320
合計	学級数	70	70	70	74	73	74	74
	児童数	1,360	1,356	1,376	1,416	1,398	1,417	1,385

- 市立小学校の学級数については、特別支援学級の新設で若干増えていますが、市内4校が全ての学年で単学級となっています。
- 児童数については、市全体として大きな変化はありませんが、減少傾向の学校と増加傾向の学校があります。

【生徒数の推移】

上段：(学級) 下段：(人)

中学校		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
那波	学級数	9	8	9	7	8	8	8
	生徒数	249	234	230	215	207	207	225
双葉	学級数	12	10	10	10	11	11	13
	生徒数	367	343	333	327	346	362	386
矢野川	学級数	4	4	3	3	3	3	4
	生徒数	90	85	76	79	78	71	67
合計	学級数	25	22	22	20	22	22	25
	生徒数	706	662	639	621	631	640	678

- 市立中学校の学級数については、特別支援学級の新設で増えています。
- 生徒数については、那波中学校及び双葉中学校が微増しています。

【特別支援学級在籍児童生徒数等の推移】

上段：(学級) 下段：(人)

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	学級数	8	8	7	10	11	11	11
	児童数	20	18	18	28	31	35	32
中学校	学級数	4	3	3	2	3	3	5
	生徒数	10	7	6	6	6	5	15
合計	学級数	12	11	10	12	14	14	16
	児童・生徒数	30	25	24	34	37	40	47

- 市内で特別支援学級がないのは、小学校1校のみになります。  
また、7校には知的学級と自閉・情緒学級の両方があります。
- 特別支援教育への理解が教職員・保護者ともに進み、在籍児童生徒は年々増加傾向にあります。



### 3 全国学力・学習状況調査

#### 【教科に関する調査】

小学校 6 年生

		H28	H29	H30
国語 A (知識)	相生市	68.2	74.0	72.0
	全国	72.9	74.8	70.7
	指標	94	99	102
国語 B (活用)	相生市	54.9	57.0	54.0
	全国	57.8	57.5	54.7
	指標	95	99	99
算数 A (知識)	相生市	74.9	80.0	63.0
	全国	77.6	78.6	63.5
	指標	97	102	99
算数 B (活用)	相生市	43.7	47.0	53.0
	全国	47.2	45.9	51.5
	指標	93	103	103

中学校 3 年生

		H28	H29	H30
国語 A (知識)	相生市	77.4	80.0	79.0
	全国	75.6	77.4	76.1
	指標	102	103	104
国語 B (活用)	相生市	67.3	73.0	64.0
	全国	66.5	72.2	61.2
	指標	101	101	105
数学 A (知識)	相生市	69.3	67.0	72.0
	全国	62.2	64.6	66.1
	指標	111	104	109
数学 B (活用)	相生市	48.1	51.0	51.0
	全国	44.1	48.1	46.9
	指標	109	106	109

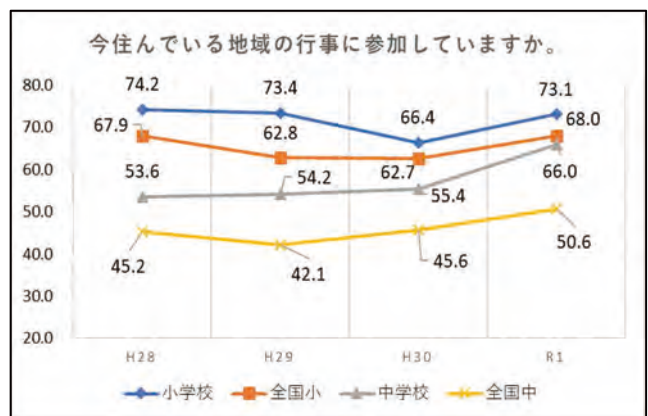
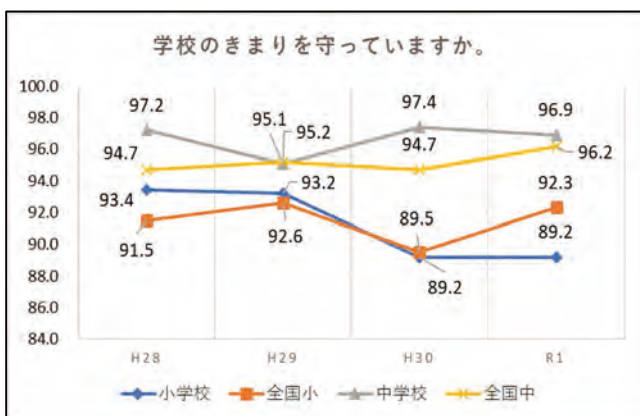
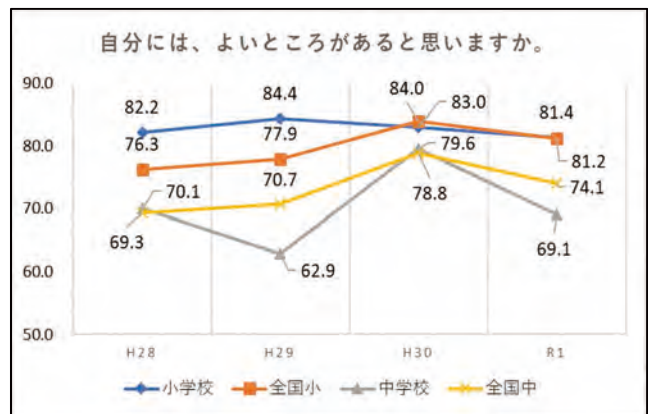
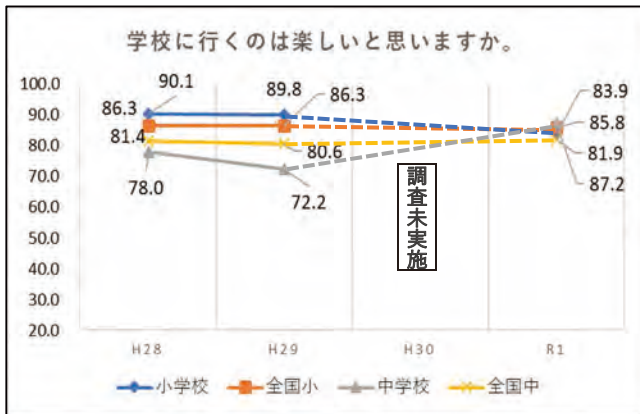
※指標（全国平均と比較した結果の示し方は次の 4 段階とする）

段 階	全国平均を 100 とした場合の相生市の割合
極めて良好	115 以上
良 好	105 以上 115 未満
概ね良好	95 以上 105 未満
課題あり	95 未満

- 小学校では平成28年度の国語Aと算数Bで「課題あり」でしたが、平成29年度以降は、国語・算数ともに「概ね良好」の状態が継続できています。
- 中学校では国語・数学ともに「概ね良好」若しくは「良好」の状態が継続できています。特に数学では良い結果が得られています。
- 相生市では、市独自で行っている標準学力調査もあわせ分析していますが、学年が上がるにつれ、よい結果が得られる傾向があります。

【意識に関する調査】

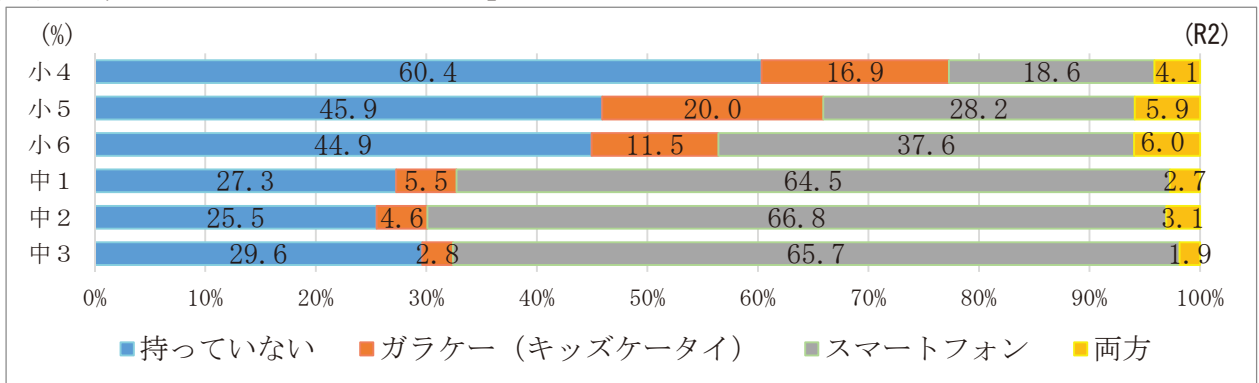
(%)



- 「学校に行くのは楽しいと思いますか。」という質問では、8割以上の児童生徒が楽しいと感じており、小学校では全国平均に近く、中学校では令和元年度は全国平均をかなり上回った結果となり安定した学校生活を送っています。
- 「自分には、よいところがあると思いますか。」という質問では、小学生が全国平均若しくはそれを上回る結果となり自己肯定感の醸成が行われています。一方、中学生は年度によっては、全国平均より下回ることもあり、安定した自己肯定感・自己有用感の醸成が必要です。
- 「学校のきまりを守っていますか。」という質問では、特に中学生は守っていると答えた生徒が多く、規律正しい学校生活を送っていることがうかがえます。
- 「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」という質問では、小中学生ともに全国を上回り、地域と強い関わりを持っている様子がうかがえます。

## 4 ケータイ・スマホに関する調査

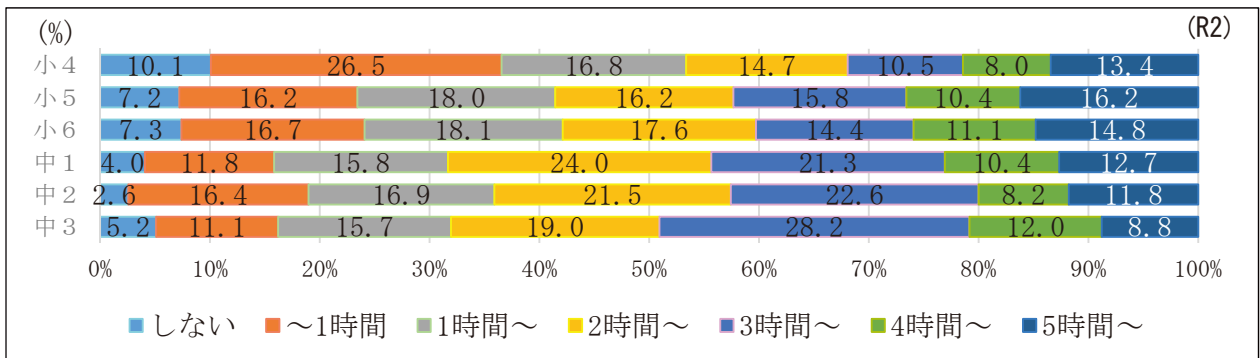
### 【自分の携帯電話を持っていますか】



	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H30	40.1	54.1	55.1	61.6	64.7	59.4
R2	39.6	54.1	55.1	72.7	74.5	70.4
増減	△0.5	0	0	11.1	9.8	11.0

- 小学生の所持率に変化はありませんが、中学生は各学年で10%程度増えています。
- 小学生は、所持者の2割から4割がキッズケータイですが、中学生になるとスマートフォンが中心となっており、スマートフォンの普及の高さが見られます。

### 【1日のインターネット接続時間は】



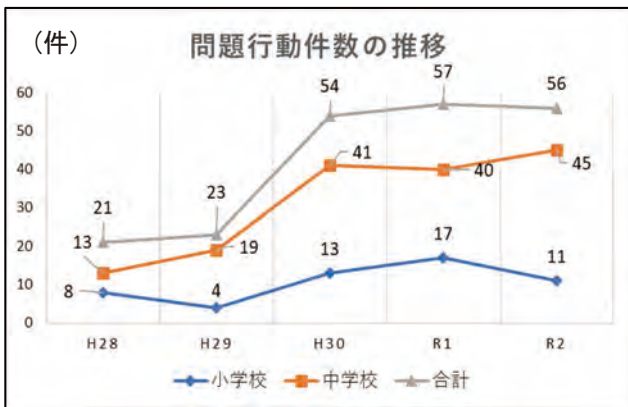
### 利用時間3時間以上の児童生徒の割合 (%)

	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H30	13.0	20.7	24.0	28.2	29.0	31.2
R2	31.9	42.4	40.3	44.4	42.6	49.0
増減	18.9	21.7	16.3	16.2	13.6	17.8

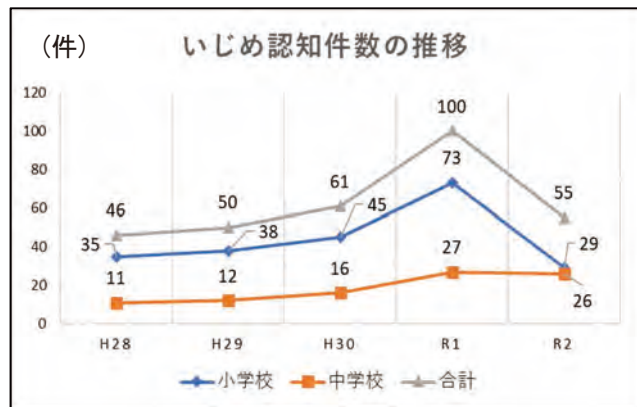
- 小学生も中学生も3時間以上の利用が10%以上増加しています。小学生のインターネット利用時間の増加は、ゲーム機やテレビによる動画視聴の影響、ウィズコロナの生活様式により自宅にいる時間の増加の影響も考えられます。
- 全く利用しない児童生徒の割合は、小学生で約8%、中学生で約4%となっており、インターネット利用の広がりが見られます。

## 5 問題行動・いじめ・不登校の件数

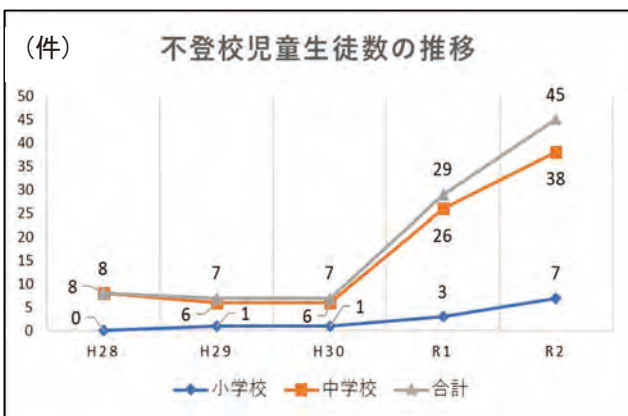
### 【問題行動件数】



### 【いじめ認知件数】



### 【不登校児童生徒数】



#### ◆問題行動の定義

刑法犯行為（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損、恐喝、窃盗（万引き等）、その他（放火等）と、ぐ犯・不良行為（怠惰・浪費、性的、飲酒・喫煙等、粗暴、その他）、無免許運転に該当するもの

#### ◆いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

#### ◆不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

- 問題行動の中の刑法犯行為は少なく、ぐ犯・不良行為が主なものです。

また、小中学校ともに増加傾向にあります。指導不服従等小さな事案も件数として計上しています。

- いじめの認知件数はできるだけ初期段階で拾い上げるようにしているため、増加傾向にあります。令和2年度は、臨時休校期間があり、認知件数が減っています。

- 不登校の推移は、令和元年度より調査基準が変更となったため急増しています。

さらに、令和2年度は、小中学校ともに増加傾向にあります。不登校はさまざまな要因が背景にあると考えられ、未然防止に努める必要があります。

## 6 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【各種目のT得点】 ※全国平均値を 50 とし、相生市の相対的な位置を示したもの

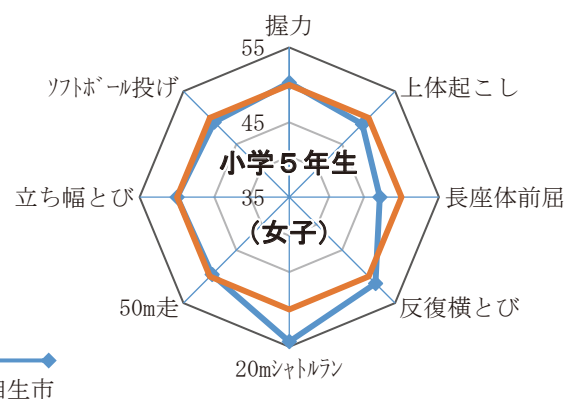
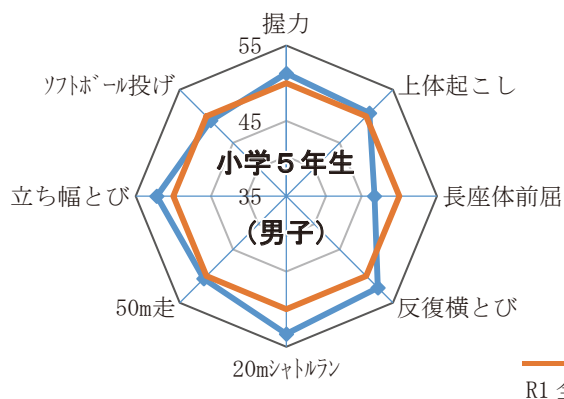
小学校5年生（男子）

	全国	H28	H29	H30	R1
握力	50	48.3	47.8	49.1	51.3
上体起こし	50	50.5	49.4	51.7	50.6
長座体前屈	50	48.3	45.8	46.1	46.7
反復横とび	50	51.6	53.6	52.9	52.2
20m シャトルラン	50	52.4	53.5	53.7	53.3
50m 走	50	49.6	52.1	51.9	50.5
立ち幅とび	50	50.4	54.0	53.1	52.2
ソフトボール投げ	50	50.4	51.2	49.8	49.2

小学校5年生（女子）

	全国	H28	H29	H30	R1
握力	50	49.0	46.6	49.9	50.3
上体起こし	50	51.5	46.3	52.4	48.8
長座体前屈	50	47.9	46.6	46.4	47.1
反復横とび	50	53.3	53.5	53.3	51.3
20m シャトルラン	50	55.0	52.3	55.3	54.3
50m 走	50	50.6	49.9	52.3	49.6
立ち幅とび	50	51.9	51.5	54.8	50.0
ソフトボール投げ	50	51.2	48.3	52.0	49.2

- 男女ともに長座体前屈が平均値より下回っており、柔軟性に課題があることが分かります。
- 反復横とび、20m シャトルランは男女ともに平均を上回っており、俊敏性は備わっています。
- 近年は、特に女子に平均を下回るものが多く課題が見られます。



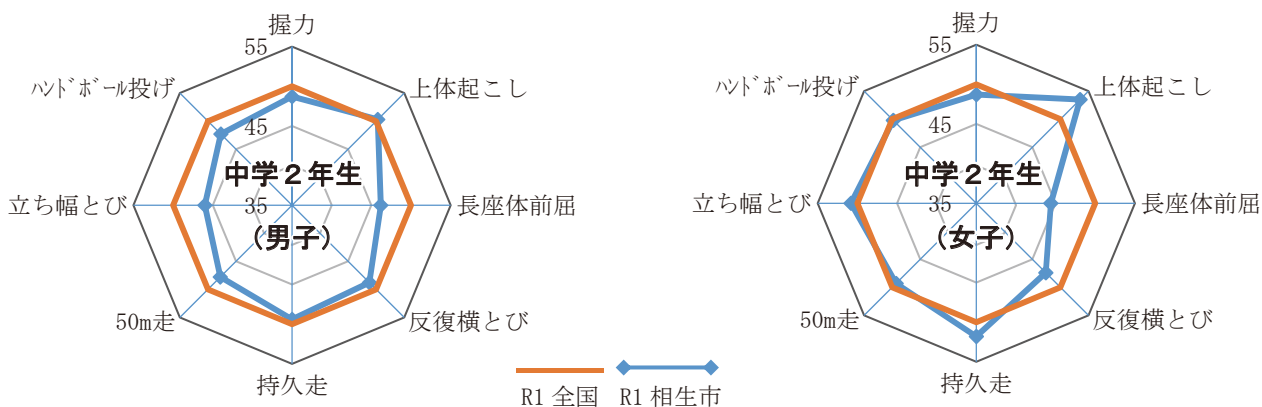
中学校2年生（男子）

	全国	H28	H29	H30	R1
握力	50	51.4	51.7	49.1	48.7
上体起こし	50	47.8	48.9	49.4	50.3
長座体前屈	50	44.2	46.7	44.3	46.2
反復横とび	50	49.2	49.5	49.6	48.8
持久走	50	51.5	53.2	53.2	49.4
50m走	50	49.3	51.2	49.8	47.8
立ち幅とび	50	46.6	49.1	48.6	46.0
ハンドボール投げ	50	49.9	49.8	47.1	47.7

中学校2年生（女子）

	全国	H28	H29	H30	R1
握力	50	50.5	53.4	51.7	48.7
上体起こし	50	52.5	52.2	52.6	53.5
長座体前屈	50	46.4	45.8	44.2	44.4
反復横とび	50	51.3	53.1	48.0	47.4
持久走	50	52.5	51.9	50.8	51.8
50m走	50	52.2	50.3	49.4	49.3
立ち幅とび	50	50.7	52.5	48.7	50.8
ハンドボール投げ	50	51.5	51.1	49.4	49.8

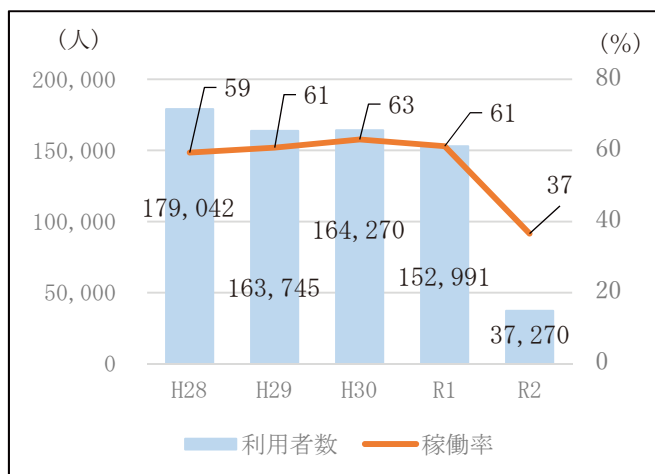
- 小学生と同じく中学生も、長座体前屈が平均値より下回っており柔軟性に課題があります。
- 持久走は男女ともに平均値を上回る傾向が継続しています。
- 男女間で比較すると、小学生とは異なり男子が平均値を下回る傾向があります。



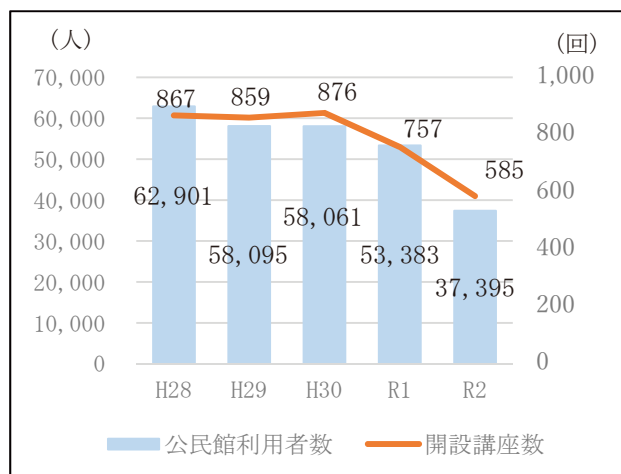


## 7 社会教育施設の利用状況

【文化会館利用状況】

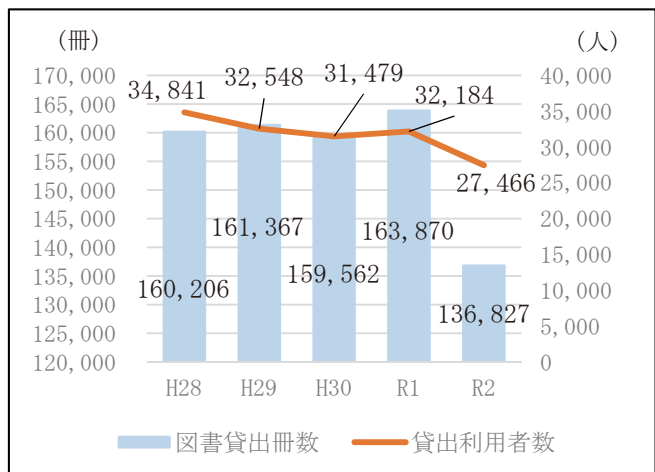


【公民館利用状況】

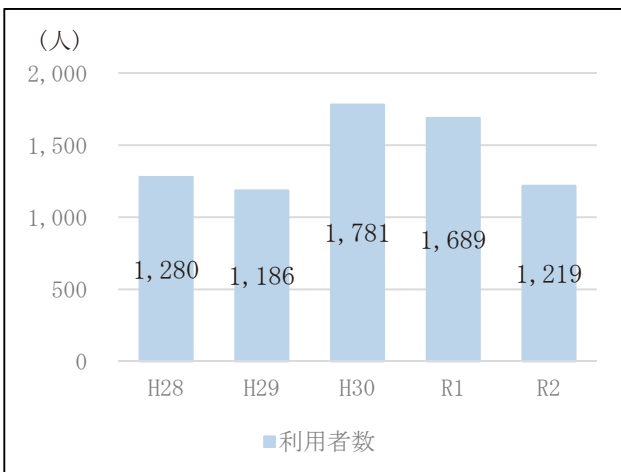


- 平成28年4月にオープンした文化会館は、にぎわいと交流の場、文化芸術活動の拠点として市内・市外を問わず多くの方々に利用されていますが、令和元年度より新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しています。
- 公民館は令和元年度より新型コロナウイルス感染症の影響で講座数が減少しています。また、近年は利用者の高齢化、学びの多様化等の要因により、利用者が減少傾向にあります。

【図書館利用状況】



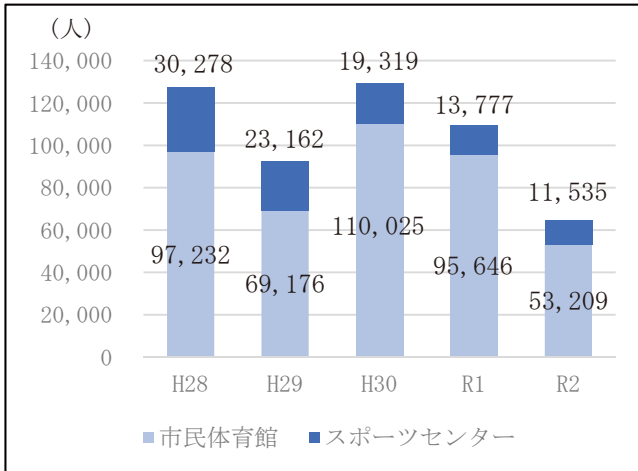
【歴史民俗資料館利用状況】



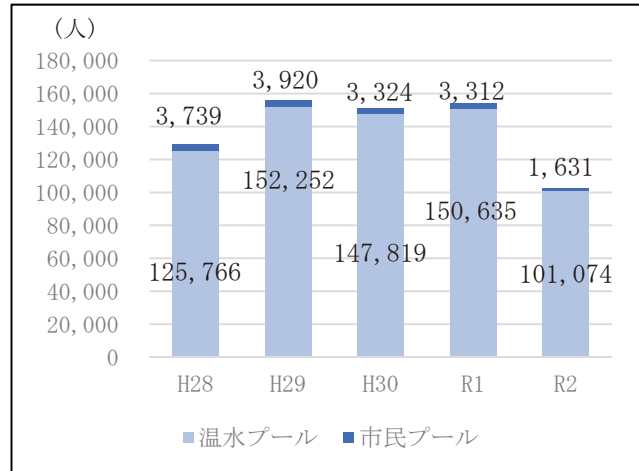
- 図書館は、貸出冊数及び貸出利用者数ともにほぼ横ばいで推移していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でともに減少しています。
- 歴史民俗資料館は、郷土の文化財や偉人を紹介するなど、展示や講座の工夫により平成30年度より利用者が増加していますが、令和元年度より新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止で利用者が減少しています。



【市民体育館・スポーツセンター利用状況】



【温水プール・市民プール利用状況】



- 市民体育館は、平成29年度に競技場床面張替工事により約6か月間使用が出来なかったため利用者は減少し、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は減少しています。
- スポーツセンターは、平成28年度は相生高等学校耐震工事により運動場の使用ができなくなった部活動の代替運動場として使用したため利用者は増加しましたが、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は減少しています。
- 温水プールの利用者は増加傾向にありましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は減少しています。
- 市民プールの利用者は、横ばいで推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学校授業による利用は中止となり一般の利用者も減少しています。

## 第4章 これからの相生の教育

### 1 基本目標

第1次相生市教育振興基本計画に基づく成果と課題、社会情勢・教育環境の変化等を踏まえ、次の10年間の相生の教育の基本目標を次のとおりとします。

#### 未来を拓き 絆ひろがる 「相生の教育」の推進

教育の基本は「人づくり」であり、人づくりが将来の「まちづくり」につながるものと考えます。

人づくりの根っこを養う「相生の教育」は、少子高齢化や超スマート社会といったためまぐるしく変化する時代においても自立した人間を形成できるよう、主体的な判断力、未来を切り拓く力、多様な人と共生する豊かな心を持った人づくりを目指していきます。

子どもから大人まで、誰もが生涯にわたり学び続け、人とのつながりを活かしながら、自らの人生をいきいきと送るとともに、絆がひろがっていくことを期待して、基本目標を『未来を拓き 絆ひろがる 「相生の教育」の推進』とします。

### 2 基本方針

基本方針は、第1次計画を継承し、引き続き次のとおりとします。

#### 基本方針1 (学校教育分野)

#### 生きる力を育み、いきいきと輝く 相生っ子づくりの推進

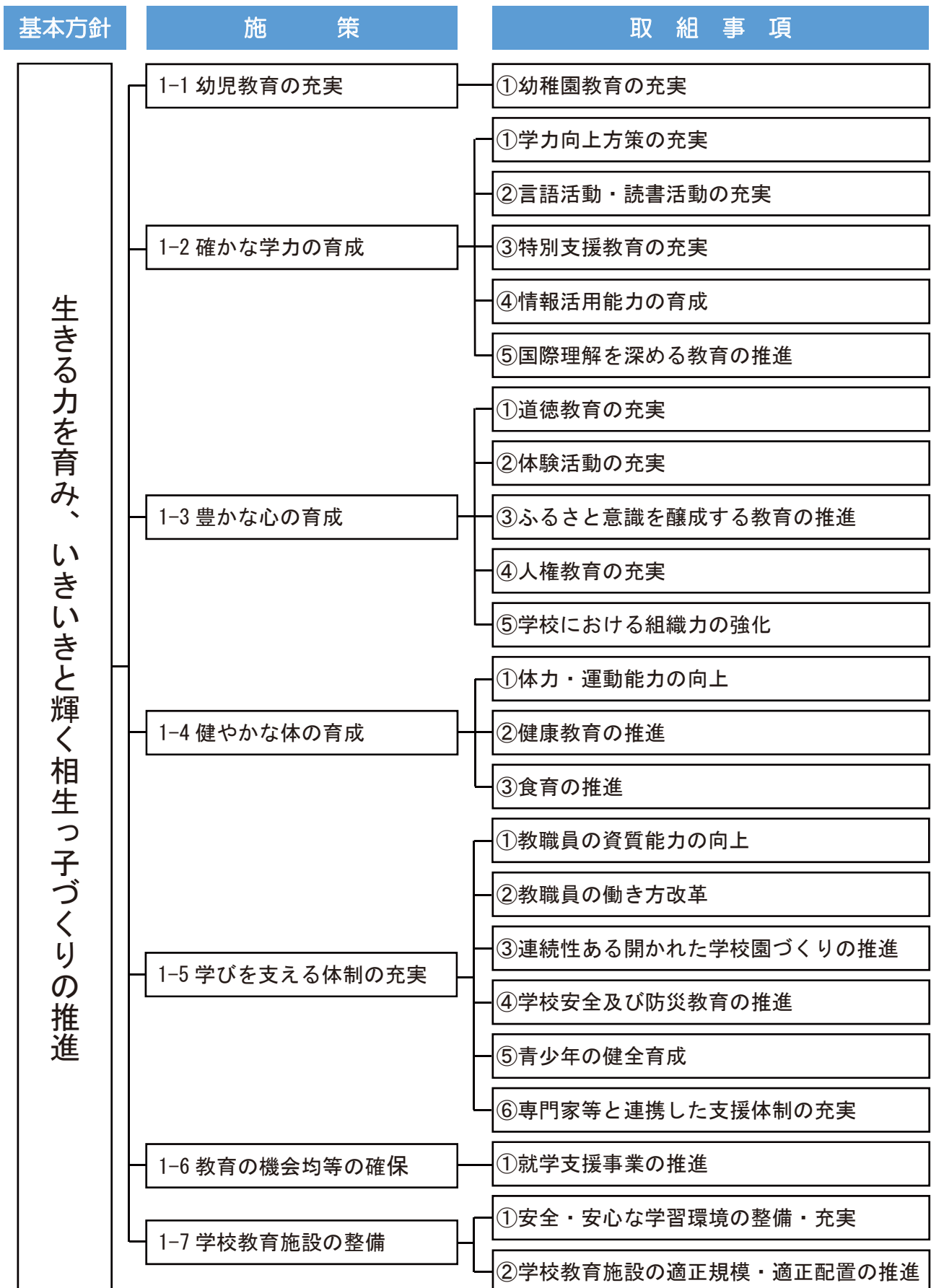
相生の子どもたちは、「あいおいの宝」と心に決めて、子どもたちがキラリと輝きのあふ個性を発揮できるように、さらにこころ豊かで、たくましく生き抜いていくために、しっかりした丈夫な「根っこ」を養う教育を推進します。

#### 基本方針2 (生涯学習分野)

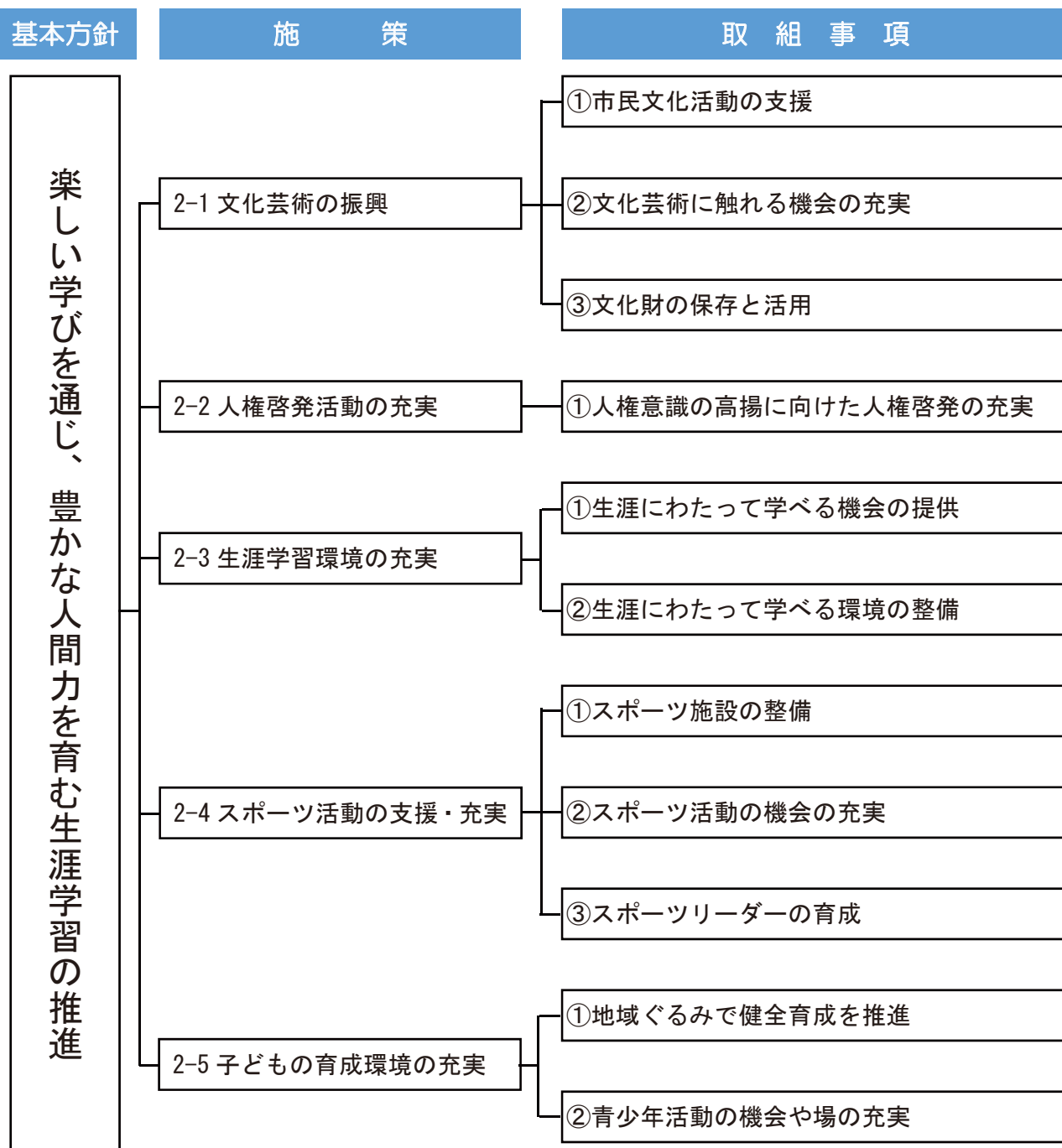
#### 楽しい学びを通じ、豊かな人間力 を育む生涯学習の推進

子どもから高齢者まで、生涯にわたる学習機会の充実を図り、学習者が地域リーダーとなる人材の育成を図っていきます。

### 3 施策体系 (学校教育分野)



(生涯学習分野)

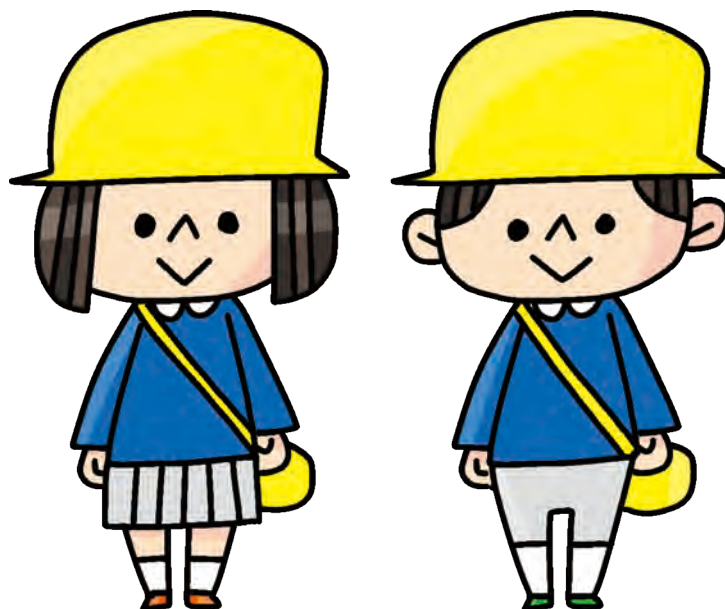


## 4 基本方針に基づく施策ごとの取組

### 学校教育分野

#### 施策 1-1 幼児教育の充実

幼児期において、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、全ての子どもたちが人間としてよりよく生きるための基礎を獲得するとともに、心身ともに健やかに成長することができるよう、幼児期から質の高い教育を提供します。



指 標	現状	目標値	
		R8	R13
子どもが幼稚園に行くことを楽しみにしていると答えた保護者の割合	84.5%	85%	86%
幼稚園に気軽に相談等ができると答えた保護者の割合	95.0%	97%	100%

## 取組事項

### 1-1-① 幼稚園教育の充実

#### 今後の方向と目標

生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な幼児期に、同年代の幼児との集団生活を通して、心身ともに健やかに成長することができるよう、幼児一人一人の特性に応じた幼稚園教育の充実を図ります。

また、家庭・地域・小学校等と連携した取組を進めるとともに、子育てに関する情報提供、保護者からの子育てに対する相談への対応など、子育てを支援します。

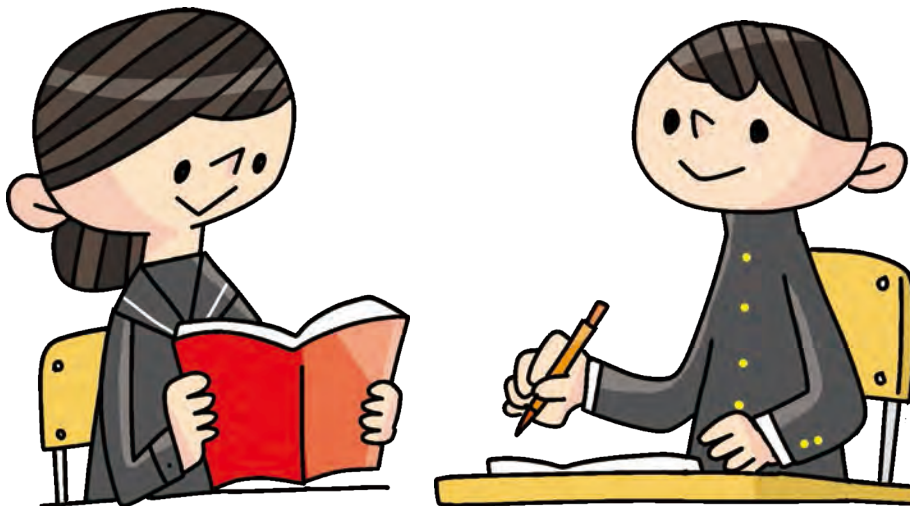
主な取組	内 容
発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実	幼児との信頼関係をもとに幼児理解を深め、幼児の特性や発達課題の把握に努めます。 また、幼児一人一人が自己肯定感を高め、可能性が広がるような指導ができるよう研修の機会を増やすとともに、専門家との連携を図りながら幼稚園教育の充実に努めます。
小学校教育との円滑な接続	幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、引き続き幼稚園と小学校との交流や、教職員の合同研修などを推進します。
英語に親しむ環境の充実	幼児期から英語に親しむ環境を充実させるため、外国人英語指導講師を配置し、小学校での英語教育へ円滑な接続を図ります。
幼児教育の機会拡充	3歳児から保育を実施することで幼児教育の機会拡充を図るとともに、保護者のニーズが高い「預かり保育」を引き続き全ての市立幼稚園で実施します。
子育て支援	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりを推進するため、市立幼稚園の入園料、保育料及び預かり保育料を無料とします。 また、保護者の子育ての不安を解消するため、情報提供や相談など子育てを支援します。

## 施策 1-2 確かな学力の育成

客観的な学力の分析をもとにして基礎基本の定着を確実に行うとともに、子どもたちが複雑で予測困難な社会において、自立して活動していくために、十分な知識・技能、これを基盤として自ら解を導く思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学びに向かう力・人間性等を身に付けさせます。

また、教育活動全体において、読書活動をはじめ言語活動の充実のための取組を推進するとともに、特別支援教育の取組を進めます。

さらに、外国人英語指導助手と連携した英語教育の充実、ICT端末を活用したプログラミング学習を行うなど情報教育の充実を図ります。



指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
授業がわかると答えた児童生徒の割合	小 86.2% 中 79.3%	小 87% 中 81%	小 88% 中 83%
学校の授業以外で、平日に1時間以上学習する児童生徒の割合	小 65.1% 中 76.4%	小 68% 中 80%	小 72% 中 84%
自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができると答えた児童生徒の割合	小 65.5% 中 71.2%	小 68% 中 74%	小 72% 中 77%



## 取組事項

### 1-2-① 学力向上方策の充実

#### 今後の方向と目標

これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、基礎的、基本的な知識・技能と知識・技能を活用し課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をバランスよく伸ばし、主体的に学びに向かう力・人間性等を身に付けさせていきます。

さらに、全ての教育活動の中で「主体的・対話的で深い学び」と「誰一人取り残すことのない個別最適化された学び」の実現に向け、幼稚園から中学校までの12年間を見通した体系的な教育に取り組むことで児童生徒の学力向上につなげていきます。

主な取組	内 容
きめ細かな指導の実施	<p>小中学校では、個々に応じた指導の充実を図るとともに、その成果や課題について検証を行い、少人数指導や同室複数指導体制による個に応じた教育を一層充実させます。</p> <p>また、小学校では、専門性を活かした学習指導、中学校での学習への円滑な接続に効果が期待される教科担任制を進めます。</p>
基礎基本の定着及び授業改善の実施	<p>読書習慣、学習習慣を身に付けさせるとともに、反復練習による「読み、書き、計算の力」を高めるため、学習タイム等の実施を進めます。</p> <p>また、全国規模の学力調査により児童生徒の学力を分析し、課題を把握することにより授業改善に活かし、指導と評価の一体化を図ります。</p>
理数教育の充実	<p>理数分野への興味・関心、学習意欲を高めるため、小学校間、小・中学校間、中学校・高等学校間、小学校・高等学校間等の異校種間連携、外部専門家等の活用を行います。</p>

## 取組事項

### 1-2-② 言語活動・読書活動の充実

#### 今後の方向と目標

児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するため、「ことばの力」の向上を図ります。

また、各教科等において、「記録」「要約」「説明」「論述」等の言語活動を充実させ、言語で表現された内容を正確に理解し、適切に表現する資質・能力を育成します。

学校図書館の充実を図るとともに、市立図書館との連携を深めながら、子どもたちの読書活動を一層推進し、読書習慣の定着を図ります。

主な取組	内 容
言語活動の充実	「ことばの力」の向上を図る活動の在り方について、教職員間で共通理解し、各教科において言語活動につなげていく学習場面を工夫し、言語活動を充実させます。
読書活動の充実	学校における朝読書、読み聞かせの実施等、子どもたちの読書活動を推進し、読解力、表現力等の向上はもとより豊かな情操の育成に努めます。 また、読み聞かせボランティアの活用を図るとともに、市立図書館との連携を密にし、読書活動の充実を図ります。
学校図書館の充実	学校図書館を子どもたちにとって魅力ある場所とするため、学校図書館スタッフを配置し読書環境を整えます。 また、蔵書の一部を学級文庫として活用し、授業の合間に子どもたちが本に触れられる環境づくりを行います。



## 取組事項

### 1-2-③ 特別支援教育の充実

#### 今後の方向と目標

幼児・児童生徒の障害の重度化・重複化・多様化への対応、特別支援学級のみならず通常の学級に在籍する発達障害など特別な支援が必要な子どもたちへの適切な指導や必要な支援を充実させ、一人一人の特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成します。

主な取組	内 容
支援体制の整備	学校園全体で特別支援教育に取り組むため、校内の支援体制を整備するとともに、全ての教職員に対して、専門的な研修を実施します。
連続性のある多様な学びの充実	障害のある幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、特別支援教育アドバイザーを中心に、幼稚園・小学校・中学校間の連携、申し送りの徹底、個別の教育支援計画の有効な活用等を就学前から中学校卒業後まで、関係機関と連携し一貫して支援します。 また、障害者理解に関する学習、交流・共同学習、副籍を生かした居住地校交流等の自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援を行います。
個別の課題等に対応するための人員の配置	障害のある幼児・児童生徒に、よりきめ細かな支援を行うため、必要に応じて心身障害児介助員、特別支援教育支援員等を引き続き配置します。

## 取組事項

### 1-2-④ 情報活用能力の育成

#### 今後の方向と目標

超スマート社会の到来を見据えて、子どもたちに情報社会を主体的に生きる情報活用能力及び情報モラルを身に付けさせるため、コンピュータ、情報通信ネットワーク等を適切に活用した学習活動の充実を図ります。

主な取組	内 容
情報活用能力の育成	発達段階に応じたプログラミング教育の充実、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成等、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用した学習活動を充実させます。
情報モラル教育の推進	子どもたちのスマートフォン・タブレット等の情報機器を介したSNS、メール及びインターネットの利用が進む中、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進します。
主体的に学びに向かう力の育成	自らの学習成果を振り返り、次の学習につなげる習慣を身に付ける中で、児童生徒が一人一台端末を有効に活用し、主体的に学びに向かう力を育成します。



## 取組事項

### 1-2-⑤ 国際理解を深める教育の推進

#### 今後の方向と目標

グローバル化の進展する社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育成し、主体性、創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ及び異文化に対する理解を深め、アイデンティティを培う取組を推進します。

主な取組	内 容
国際社会における共生意識の醸成	貧困、紛争、人権問題、環境問題等人類共通の課題が増大する中、そのような課題の解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識した学習を行い、持続可能な社会づくりの担い手を育みます。
外国人英語指導講師・助手の配置	英語教育の円滑な実施のため、外国人英語指導講師を引き続き全ての市立幼稚園・小学校に配置し、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養いながら異文化についても学びます。 中学校にも引き続き外国人英語指導助手を配置し、生徒の英語の理解力、表現力等の向上を図るとともに、異文化についても理解を深めます。
幼稚園・小学校・中学校 ひとつながりの英語教育の推進	外国語活動や保育・授業などの中で子どもたちが一貫して英語に慣れ親しみ、「聞く・話す」を中心にコミュニケーション能力を高めていけるよう、英語教育の専門家のアドバイスを生かしながら、教職員が外国人英語指導講師と連携して英語教育（ワンピース・イングリッシュ事業等）を進めます。



### 施策 1-3 豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育を家庭・地域との連携のもと推進するとともに、「自然学校」、「トライやる・ウィーク」等の各種体験活動や地域人材を活かした幅広い体験学習を通じて、子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせ、自尊感情、他人への思いやり、ふるさとを愛する心を醸成します。

また、多様な専門性を持つ外部人材の活用を図りながら、いじめ、不登校及びその他問題行動の早期発見・早期対応に努めます。



指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
人の役に立ちたいと答えた児童生徒の割合	小 82.1% 中 77.0%	小 84% 中 79%	小 86% 中 81%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小 80.2% 中 60.2%	小 81% 中 62%	小 83% 中 65%
難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦しようとしている児童生徒の割合	小 65.9% 中 63.9%	小 69% 中 67%	小 73% 中 71%
伝統や校風、地域の実態を踏まえた特色ある教育を行っている」と答えた教職員の割合	小 83.3% 中 70.0%	小 84% 中 72%	小 85% 中 75%

## 取組事項

### 1-3-① 道徳教育の充実

#### 今後の方向と目標

子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるとともに、人間としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成するため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭・地域との連携の下、推進します。

主な取組	内 容
道徳教育の充実	「特別の教科 道徳」はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実に取り組み、年間指導計画を整備するとともに、教材分析や指導方法など授業研究を充実させます。 また、道徳の授業公開等を通して、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てるという意識を高めます。
「生命の尊重」と「規範意識」などに関する指導	学年間・学校間・校種間の接続を踏まえ、系統的・発展的な指導を実施します。
体験活動の充実	体験活動を道徳的実践の場と位置付け、福祉、防災等体験活動の一層の充実を図るとともに、体験活動の内容の精選と道徳教育とを関連付けた指導を進めます。
いじめ問題への対応	いじめ問題に対して学校全体で組織的に取り組み、「相生市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめを生まない土壌づくり」を進めるとともに、毅然とした態度でいじめの未然防止活動を実践します。





## 取組事項

### 1-3-② 体験活動の充実

#### 今後の方向と目標

豊かな人間性や社会性を身に付け、規範意識を醸成し、生命を大切にする心、思いやりの心及び共生の心の大切さを認識できるようにするため、集団活動や地域の人々との交流、自然、社会、芸術文化に触れる体験など、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験教育の推進を図ります。

主な取組	内 容
環境学習の推進	自然体験活動等を通して、環境の保全・再生に向けた行動を促す環境学習を積極的に推進し、環境や生命を大切に思う心や価値観を育みます。
農業・漁業体験等の実施	地域住民の理解と協力を得て、子どもたちが野菜づくりや海での体験活動などにより、栽培・収穫の苦勞、喜び等を実感できるようにします。
キャリア教育の推進	社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、「キャリアプランニング能力」をはじめ、社会的・職業的自立の基盤となる能力を育成するよう支援します。
多様な学びの場の創造	身近な市内学校間での合同授業、体験活動等の直接交流やWeb会議システムを活用した他地域との遠隔交流など、幅広い学びの実現に取り組みます。
相生型ハイブリッド学習の充実	ICT機器を活用した個別学習や協働学習を推進するとともに、ふれあいや絆を重視した日々の授業や体験活動の意義を尊重しながら、両方の持ち味を生かす「相生型ハイブリッド学習」の充実を図ります。

## 取組事項

### 1-3-③ ふるさと意識を醸成する教育の推進

#### 今後の方向と目標

これからの社会の中で主体性を持って生きていくため、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させるとともに、それらを育んできたふるさとを愛する心を養う教育を推進します。

主な取組	内 容
伝統と文化に関する教育の充実	我が国や郷土が誇る様々な伝統文化、伝統芸能及び舞台芸術に触れる機会を充実させます。
校区の特色を活かした教育の推進	総合的な学習の時間等で、校区の特色を活かした学習及び地域学習を実施し、地域人材の活用を行いながら交流も進めていきます。
ふるさと教育の推進	地域の伝統文化、伝統芸能等を継承・発展させるため、世代を超えた地域での交流行事等へ参画する態度を育てます。
ふるさと相生を愛する心の育成	ペーロンを核とした伝統文化教育を実施することにより、ふるさと相生を愛する心を育みます。



## 取組事項

### 1-3-④ 人権教育の充実

#### 今後の方向と目標

人権尊重の意識を高め、他者と共生する態度や人権課題の解消に向けて主体的に取り組む態度を育成するため、学校の教育活動全体を通じて、子ども、障害のある人、外国人、性的マイノリティへの人権侵害、同和問題、インターネット上での誹謗中傷、感染症拡大に伴う人権侵害等多様化・複雑化する課題に対する人権教育の充実に取り組みます。

主な取組	内 容
相生市人権教育研究協議会との連携	学校園を対象とした人権教育推進校園の指定、各専門委員会による人権教育等の取組に向けて連携を図ります。
人権が尊重された環境づくり	自他の人権が認められていることを子ども自身が実感できるような環境づくりを推進します。
家庭との連携	人権作品の募集、家庭での対話の推奨、保護者対象の啓発資料の配布など、子どもが家族と人権について考える機会を通じて家庭との連携を図ります。
教職員の指導力の向上	子どもの人権意識の高揚に深く関わる教職員の指導力向上に向け、人権に関する研究大会、教職員研修会等を実施します。



## 取組事項

### 1-3-⑤ 学校における組織力の強化

#### 今後の方向と目標

新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程の実現を図るとともに、いじめや不登校などに適切に対応するため、多様な専門性を持つ外部人材の活用を図ります。

また、教職員一人一人の力を組織的かつ機動的に活かしていく協働体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校の指導運営体制を構築します。

主な取組	内 容
スクールカウンセラー等の活用	<p>小中学校に心の専門家のスクールカウンセラーを引き続き配置し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図ります。</p> <p>また、福祉の専門家のスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭と学校、専門機関をつなぐきめ細かな対応を図ります。</p> <p>多様な専門性を持つ外部人材の活用を図り、専門機関とも連携し、チーム学校として子どもたちを支援します。</p>
学校における生徒指導体制の充実	<p>いじめ、不登校、問題行動等の早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制をより充実させ、児童生徒の内面理解に基づいた教職員の指導力の向上を図ります。</p> <p>また、学校園の連携及び申し送りの徹底を図ります。</p>

## 施策 1-4 健やかな体の育成

健康診断、全国体力・運動能力調査等の結果に基づき、学校における体力・運動能力向上の取組を推進することで、子どもたちが積極的にスポーツに親しみ、生涯を通じて継続的に運動ができる資質や能力を育成します。

また、多様化する健康課題への適切な対応のため、体系的な保健教育及び関係機関との連携による保健管理の充実を図ります。

さらに、幼稚園・小学校・中学校の学校給食を充実させ、学校・家庭・地域が連携した食育の推進を図ることで、子どもたちの望ましい食生活や食文化に対する意識を高めます。



指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価値	小 71.6% 中 73.9%	小 73% 中 75%	小 75% 中 77%
あなたにとって運動（体を動かす遊びを含む。）やスポーツが好きと答えた児童生徒の割合	小 90.1% 中 84.3%	小 93% 中 85%	小 95% 中 87%
食育に関心があると答えた保護者の割合	—	80%	82%

## 取組事項

### 1-4-① 体力・運動能力の向上

#### 今後の方向と目標

運動する子どもとそうでない子どもの二極化並びに子どもの体力の低下及び運動能力のアンバランスが課題となっている状況を踏まえ、全国体力・運動能力等調査の結果から子どもたちの体力、運動能力等の関係を分析・検証し、学校における体力・運動能力向上の取組を推進します。

主な取組	内 容
バランスのとれた運動能力の育成	全国体力・運動能力等調査を毎年度実施し、児童生徒の体力・運動能力の現状を学校単位で分析・検証しながら、「運動プログラム」(兵庫県教委)、市内各小学校における「できたよ週間」の取組、体力・運動能力の記録「体育のあゆみ」、リズムジャンプ等を積極的に活用するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。併せて、学校での調査結果を家庭に知らせ、体力づくり等への関心を高め、協力を得るようにします。
運動部活動の充実	運動部活動については、生徒や教職員の生活全体のバランスが失われないような適切な指導を行うとともに、「相生市運動部活動ガイドライン」により活動時の安全を確保します。 併せて、専門的指導者がいない運動部に部活動指導員を派遣するなど、持続可能な部活動として、計画的、効果的に実施できるよう支援します。



## 取組事項

### 1-4-② 健康教育の推進

#### 今後の方向と目標

多様化・深刻化している心身の健康課題の解決、子どもたちの心身の調和的発達及び子どもたちが抱える心身の健康問題への適切な対応のため、体系的な保健教育及び家庭・地域の医療機関等との連携による保健管理の充実を図ります。

主な取組	内 容
児童生徒の健康管理の充実	多様化・深刻化している子どもの心身の健康課題を解決するため、研修を通して教職員の資質向上を図るとともに、学校保健計画に基づいて校内の組織を整備し、保健教育と保健管理を充実させます。 また、児童生徒の心身の健康状態について、保護者や学校医などの関係機関と連携し、適切な保健管理・保健指導を行います。
感染症やアレルギーに対する教育の推進	学校保健に関する教職員の資質・能力の向上を図るとともに、感染症やアレルギーに対する教育を充実させ、児童生徒が健康な生活を送るために必要な力を育成できるよう推進します。





## 取組事項

### 1-4-③ 食育の推進

#### 今後の方向と目標

児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、教育活動全体を通じて、組織的・計画的に食育を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携して食育を推進するとともに、学校給食において地場産物を積極的に活用する地産地消を推進し、食育の実践に取り組みます。

主な取組	内 容
学校給食の充実	<p>栄養バランスの優れた献立の工夫など、更なる充実に努めるとともに、学校給食調理備品を活用し、より衛生管理の徹底を図り、安全安心な学校給食を実施します。</p> <p>さらに、学校給食の無料化を継続するとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、学校給食における地産地消を推進するほか、教科等の指導にも活かせる献立づくりを支援するなど、学校給食の充実に図ります。</p>
市立幼稚園給食の実施	<p>学校における学校給食が、児童生徒の健全な心身の発達に大きな役割を果たしていることから、市立幼稚園における週3日の完全給食を継続します。</p> <p>お箸の正しい使い方等の食事に関するマナーの習得や身近な食材に触れる中で、食育に関する素地・関心を高めます。</p>
学校教育活動における食育の推進	<p>児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育の推進とともに、家庭・地域と連携しながら食育の実践に取り組みます。</p> <p>また、学校における食育の取組や学校給食における地産地消の取組などを、家庭や地域に対し積極的に情報発信を行うとともに、生産者等の地域人材を活用するなど、家庭・地域・学校が連携しながら子どもたちの食育に取り組みます。</p>



## 施策 1-5 学びを支える体制の充実

分かる授業や子ども一人一人の持ち味を活かす教育を推進するため、体系的かつ継続的な教職員研修を実施し、新たな教育課題、子どもたちの多様な学びに対応するための教職員の資質と実践的指導力の向上を図るとともに、勤務の適正化に取り組み、教職員が心身ともに健康に、一人一人の子どもにじっくりと関わるができるよう働き方改革を推進します。

また、教育の原点である家庭の教育力、子どもを見守り支える地域の教育力を高めるため、幼稚園・小学校・中学校、家庭及び地域がそれぞれのつながりを活かした相生型幼小中一貫教育を進めます。



指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
わかりやすい授業の実現のため研究・工夫に取り組んでいると答えた教職員の割合	小 82.0% 中 89.2%	小 83% 中 91%	小 85% 中 92%
児童生徒や学級運営の状況・課題を教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいると答えた教職員の割合	—	85%	90%
地域教育の協力体制が高まっていると感じている教職員の割合	78.3%	82%	85%
困ったとき、何でも話せる人がいると答えた児童生徒の割合	小 90.0% 中 85.7%	小 91% 中 86%	小 92% 中 88%

## 取組事項

### 1-5-① 教職員の資質能力の向上

#### 今後の方向と目標

教職員として必要な使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識・実践的指導力に加え、キャリアステージに応じた資質・能力を生涯にわたって高めていく力、情報を適切に収集・選択・活用する能力、知識を有機的に結びつけ構造化する力等を養成するため、体系的な研修を実施します。

そして、子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、様々な教育課題に適切に対応できるように、教職員の資質と実践的指導力の向上に努めます。

主な取組	内 容
教職員の意識改革	<p>カリキュラム・マネジメント、教職員の勤務時間管理等を適切に実施するとともに、子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人一人の資質・能力の向上はもとより、校長のリーダーシップの下、明確なビジョンに基づく学校運営・学校全体で取り組む組織づくりを推進します。</p> <p>また、教職員の研修はもとより、適正な「教職員人事評価・育成システム」、「学校組織マネジメント」の運用など、学校が組織として揺るぎない信頼を堅持するための取組を推進します。</p>
教育研究所の充実	<p>教職員の資質と実践的指導力の向上のため、教職員の経験に応じた各種研修講座の一層の充実を図ります。特に初任者研修の一層の充実を図り、新任教職員の資質向上に努めます。</p> <p>さらに、若手教職員を中心とした研究員制度により、教科等の効果的な指導方法などについて、じっくりと研究に取り組み、日々の授業実践に活かせるように支援を行います。</p>
O J Tによる指導技術の継承	<p>今後、教職員の世代交代が進む中、先輩教職員が培ってきた指導技術等を確実に伝達し継承していくため、日々の教育活動や保護者・地域との関わりの中で研修の深化を図ります。</p>
学校における教職員研修の活性化	<p>教育効果を一層高めるため、積極的な授業の公開、教職員相互の研究、ICTの活用等を行い、子どもたちが授業に興味関心を持って学べるよう、絶えず指導内容や指導方法の工夫・改善に努めます。</p>

## 取組事項

### 1-5-② 教職員の働き方改革

#### 今後の方向と目標

学校をめぐる様々な教育課題に対応するため、増加・多様化する職務において、業務の見直し・削減を図ることで、児童生徒に接する時間を十分に確保し、総合的な指導を持続的に行うことができる体制づくりを推進するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、心身の健康保持に努めます。

主な取組	内 容
働きやすい職場環境づくり	教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間を多く確保でき、全ての教職員が「やりがい」と「喜び」を感じられるようなハラスメントのない明るく元気な職場環境づくりを支援します。 また、教職員の心の健康の重要性を啓発し、不調の「気づき」を促し、早期発見・早期対応及び早期復帰・再発防止に向けた支援を行います。
業務改善・校務のICT化	カリキュラム・マネジメント、教職員の勤務時間管理等を適切に実施するとともに、校務支援システムの活用、定時退勤日、ノー部活デー、ノー会議デー等に取り組み、ワーク・ライフ・バランスに配慮します。
外部人材の積極的な活用の推進	業務の見直し・削減による教職員の勤務時間の適正化を図るため、外部人材のより効率的な人員配置を進めます。

## 取組事項

### 1-5-③ 連続性ある開かれた学校園づくりの推進

#### 今後の方向と目標

学校が様々な教育課題に適切に対応し、充実した教育活動を展開するため、校種間の連続性を意識した相生型幼小中一貫教育を推進します。

さらに、学校と地域との連携体制を構築し、地域による学校をサポートする取組を支援します。

また、保護者や地域住民、関係機関等の協力の下、学校運営や教育活動に積極的で協力的な地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり・環境づくりを充実させます。

主な取組	内 容
学校評議員の活用及び学校評価の実施・公表	学校評議員の意見を学校園運営に積極的に取り入れ、有益な意見が得られる関係づくりを推進します。 また、学校評価により教育活動等の成果を検証し、結果を公表することで、学校運営の発展・改善に活かします。
積極的な情報発信	学校園の取組を直接公開するオープンスクールを引き続き実施します。 また、学校園ホームページや学校園だよりを通して、保護者や地域住民に学校運営及び教育活動の状況について、積極的な情報提供を行います。
相生型幼小中一貫教育の推進	5歳児と小学1年を円滑に接続するカリキュラム及び小学5年から中学1年に焦点を当てる取組など、12年間を見通した体系的な教育に取り組みます。 また、市内県立高等学校と交流を進めます。



## 取組事項

### 1-5-④ 学校安全及び防災教育の推進

#### 今後の方向と目標

子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活を送れるよう、学校・家庭・地域が連携して子どもの安全を守る取組を推進し、児童生徒に自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、安全教育の推進を図ります。

また、地震や風水害など多発する自然災害から自らの生命を守るため、主体的に判断して実践する力を身に付けさせ、助け合いやボランティア精神など共生の心を育成する防災教育の推進を図ります。

主な取組	内 容
学校や通学路の安全確保	学校、通学路等における安全確保を図るため、通学路安全対策推進協議会を開催するほか、通学路安全対策アドバイザー等の協力を得て、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制を一層整備します。
安全教育の推進	児童生徒が危険を予測し、自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、万一の事態が発生したときの対処方法など、発達段階に応じた安全教育を推進します。
危機管理体制の充実	教職員の危機対応に関する知識・技能の向上を図り、校園長のリーダーシップの下、危機管理マニュアルを随時見直すとともに学校の危機管理体制をより充実させます。
防災教育の実施	全ての学校園において、防災教育や災害対策マニュアルを活用した防災訓練を実施し、校園内防災体制を構築するとともに、地域が実施する防災訓練等に児童生徒を参加させるなど、学校園と地域が一体となった取組を推進します。





## 取組事項

### 1-5-⑤ 青少年の健全育成

#### 今後の方向と目標

家庭環境の多様化や地域を取り巻く社会環境の変化の中、家庭・地域・学校の連携を一層深め、登下校時の見守り活動、学校支援活動等を継続的に実施するなど、地域社会が一体となって、青少年の健全育成に努めます。

主な取組	内 容
補導育成活動の充実	少年育成センター職員や補導委員を中心に地域での補導育成活動の充実に努め、青少年の問題行動を未然に防止します。 また、不審者等から子どもを守るために、青色パトロール車等による巡回補導活動の実施や関係機関との連携を強化した不審者情報の迅速な発信などの取組を推進します。 さらに、中学校区青少年健全育成協議会の活動の活性化を図り、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。
登下校時の見守り活動	「市民さわやかあいさつ運動」を継続するとともに「ながら見守り <sup>ハチサンゴ</sup> 835」により、地域の連帯感の醸成によるコミュニティ形成を図り、地域ぐるみの青少年健全育成をさらに推進していきます。
相談活動の充実	学校教職員や家庭と連携しながら、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー及び少年育成センター職員による教育相談の充実に努め、児童生徒や保護者などに対応する総合的な相談体制を推進します。





## 取組事項

### 1-5-⑥ 専門家等と連携した支援体制の充実

#### 今後の方向と目標

子どもたちや保護者からの相談に専門的に対応できる相談窓口を設け、一人一人の特性や家庭環境などを考慮し、学校への復帰、社会的自立に向けて、心や福祉の専門家や関係機関と連携を図りながら、多面的な分析に基づく適切な支援を行います。

主な取組	内 容
不登校支援の充実	不登校対策の施設として適応教室「コスモス教室」において、学校や関係機関などと連携しながら、個々の実態に即した学校生活への適応支援を行います。
相談窓口の充実	学校教職員や家庭と連携しながら、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー及び適応教室職員による教育相談の充実に努め、児童生徒や保護者などに対応する総合的な相談体制を推進します。

## 施策 1-6 教育の機会均等の確保

誰もが等しく学べる機会を確保するため、経済的に困窮している世帯の児童生徒等に対して、就学支援を行います。

また、意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由により高等学校等で就学が困難な学生に学資の援助を行います。

### 取組事項

#### 1-6-① 就学支援事業の推進

##### 今後の方向と目標

経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の教育の機会を確保するため、保護者に対して就学に必要な費用の支援を行い、経済的負担を軽減します。

また、児童生徒の通学に必要な経費への補助など、就学に係る経済的負担の軽減を図る事業を実施します。

これらの支援については、国が実施する「子供の学習費調査」等を参考に支援の内容の検討を行います。

主な取組	内 容
経済的負担の軽減	経済的理由によって児童生徒の教育の機会が失われることがないように必要な経済的支援を行います。 学用品費や通学費など必要な支援の内容について、適宜見直しを行い適切な支援を行います。

## 施策 1-7 学校教育施設の整備

学校教育施設の計画的な修繕を行い、適切な維持管理に努めます。  
また、学校等の適正規模と適正配置について、検討を行います。

指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
学校の教育環境が整備されていると答えた保護者の割合	82.5%	85%	90%
相生市立小中学校の適正配置の検証	相生市立小中学校適正配置計画に沿って検証		

### 取組事項

#### 1-7-① 安全・安心な学習環境の整備・充実

##### 今後の方向と目標

学校教育施設は、幼児・児童生徒が一日の大半を過ごす教育活動の場だけでなく、社会教育の場としても活用されており、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性は極めて重要です。

そのため、適切な点検や計画的な修繕により施設の安全性を確保し、良好な教育環境の維持向上を図ります。

また、授業や遊びなどの時間が快適に過ごせるよう、学習環境の充実を図ります。

主な取組	内 容
維持修繕の実施	安全安心で良好な教育環境の維持・向上を図るため、計画的に維持修繕を行うとともに、耐用年数を勘案して大規模改修、長寿命化改修等についての検討を行います。
学習環境の充実	子どもたちの良好な学習環境を保持するため、備品等の設備やICT環境などの充実を図ります。

## 取組事項

### 1-7-② 学校教育施設の適正規模・適正配置の推進

#### 今後の方向と目標

校区によって児童生徒数の偏在が生じており、このことにより教育効果に偏りが生じることのないよう適切な学校運営を行う必要があります。

また、学校は地域との連携の中で教育活動を充実させてきた歴史があり、地域の歴史的背景や学校と地域の結び付きも考慮に入れる必要があります。加えて、地域の核としての役割も求められています。

これらを踏まえて、今後の児童生徒数の推移と、保護者や地域住民の意見を反映しながら新たな相生市立小中学校適正配置計画を策定し、当該計画に沿って良好な教育環境を創出します。

主な取組	内 容
相生市立小中学校適正配置計画の策定	小中学校適正配置については、各校区の児童生徒数の推移に加えて、学校は地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地域コミュニティの核であることを踏まえ、相生市立小中学校の適正配置に関する計画を策定します。
相生市立小中学校適正配置計画の推進	相生市立小中学校の適正配置計画の推進に当たっては、学校が各校区の地域コミュニティの核であるといった役割を果たしていることを踏まえ、児童生徒数の推移を考慮しつつ、地域住民の意見を踏まえ、地域の合意の下で進めていきます。
市立幼稚園の在り方の検討	幼稚園教育として未就学児に対して、質の高い教育・保育の提供を維持することを基本とし、市立幼稚園の在り方を検討します。検討に当たっては、未就学児数や就園率の推移、保護者ニーズや市全体の方針を踏まえ、施設の再編や廃止、認定こども園化や幼保一体化などを含め総合的に検討を行います。

## 生涯学習分野

### 施策 2-1 文化芸術の振興

文化会館で多様なイベントを開催し、市民の文化芸術に触れる機会を提供します。

さらに、市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化団体及び市民グループの育成を図ります。

また、文化財を適切に保存及び活用するとともに、市民が郷土の歴史に関心を持ち、郷土愛を育むことのできる環境づくりに努めます。



指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
文化に触れ、参画できる環境づくりに満足していると答えた市民の割合	73.8%	75%	78%

## 取組事項

### 2-1-① 市民文化活動の支援

#### 今後の方向と目標

市民が心にゆとりを持ち、楽しみながら文化芸術活動に参加できる機会の充実を図ります。

また、文化の担い手である市民の文化芸術活動への参加を促すため、個人及びグループを支援することで、文化活動の活性化を図ります。

主な取組	内 容
文化活動への支援	市民の自主的な文化活動を支援するため、相生市文化協会へ運営補助を行い、団体の安定的な活動を支援するとともに、芸術文化活動助成事業により、個人及びグループの発表の機会の充実を支援します。
文化芸術活動の顕彰	個人や団体の優れた取組に対し顕彰を行い、市民の文化芸術活動への関心を高めます。

## 取組事項

### 2-1-② 文化芸術に触れる機会の充実

#### 今後の方向と目標

文化会館を文化芸術の発信及び活動の拠点とし、市民が質の高い文化芸術に触れる機会の拡充を図ります。

また、市民中心に繰り広げられる様々な自己表現の発表の機会や優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供し、文化芸術のすそ野の拡大を図ります。

主な取組	内 容
豊かな感性の育成	趣味教養の発表の場として、文化祭や美術展、子どもの創作意欲を高める事業等を開催し、創造性や豊かな感性を育みます。
文化芸術に触れる機会の提供	幅広い世代を対象に鑑賞と発表の両面から多様なジャンルの自主事業を開催し、市民が文化芸術に触れる機会と市民の交流の場を提供します。





## 取組事項

### 2-1-③ 文化財の保存と活用

#### 今後の方向と目標

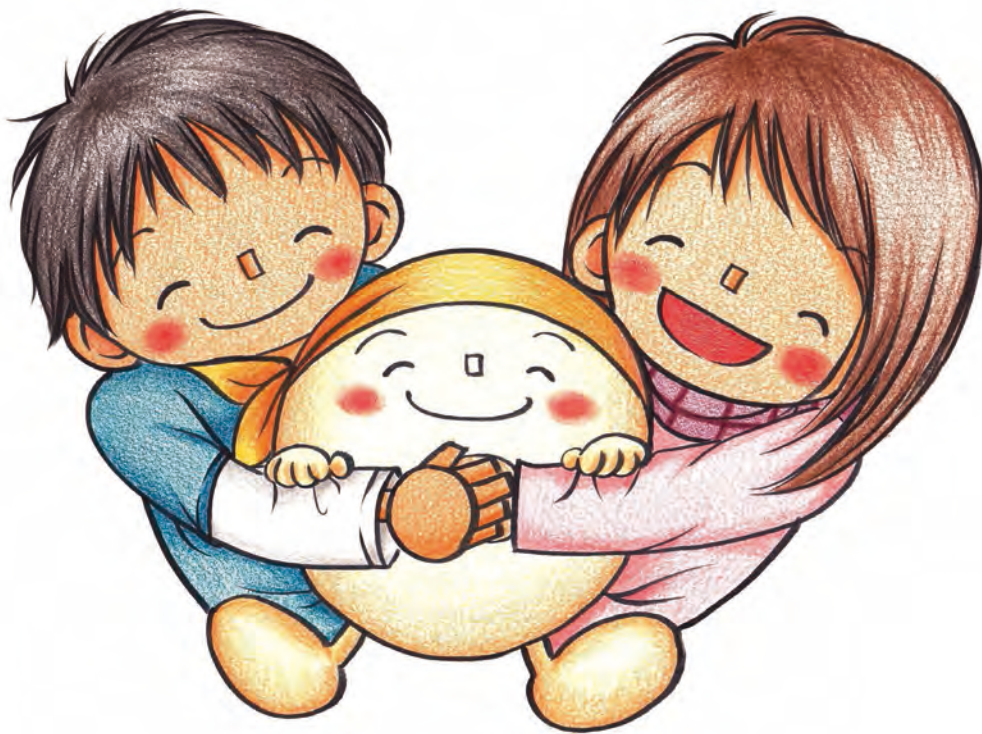
学芸員の専門知識を活かし、市内に残された豊かな歴史文化遺産の適切な整理・保存・活用、市指定文化財の登録に取り組みます。

また、特別展や歴史講座を開催することで、市民が気軽に郷土の歴史文化に触れ親しむ機会を提供し、ふるさと相生の歴史文化に理解と興味を深め、郷土への愛着を育むことができるよう努めます。

主な取組	内 容
文化財資料の収集	相生の歴史、美術・文芸作品等に関する貴重な資料の収集を行います。
文化財の保存	計画的に文化財の補修や修繕を行い、市内に存する貴重な文化財の保存に努めます。
歴史民俗資料館の活用	特別展等を開催することで、相生市にゆかりのある資料を定期的に公開するなど、市民の郷土の歴史に対する理解と興味を深める事業を行います。
文化財専門講座等の開催	市内の風土や歴史などの文化財に触れ親しむため、歴史講座や史跡めぐりなど市民参加型の事業を開催します。 また、開催に当たっては、学芸員を中心としNPO団体などの協力を得て講座の充実を図ります。

## 施策 2-2 人権啓発活動の充実

市民人権学習、人権の集いの実施、啓発紙「ひとみ」の発行など、市民一人一人が人権意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深める取組の充実を図ります。



指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
人権を尊重し、みんなで生きる社会づくり ができていると答えた市民の割合	79.2%	81%	83%

## 取組事項

### 2-2-① 人権意識の高揚に向けた人権啓発の充実

#### 今後の方向と目標

互いの人権を尊重し、あらゆる差別を許さない人づくり・まちづくりの実現を目指し、市民一人一人が生涯にわたって人権について学び続けることができる場や機会の提供に努めます。

主な取組	内 容
相生市人権教育推進協議会との連携	各種団体での市民人権学習会の実施、医療・企業部会等構成団体での研修会の実施など、相生市人権教育推進協議会と連携した取組を進めます。
人権の学びの場の提供	市民一人一人の人権意識を高めるため、新しい人権課題等を反映させた講演会の実施や啓発紙の発行など、人権に関する情報発信や学びの場の提供に取り組みます。
人権関係行政の体制整備	相生市人権施策協働推進ガイドラインに沿って行政内部の連携を図る体制の整備を進めます。

### 施策 2-3 生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたって学び続けることのできるライフステージに応じた学習内容を提供します。

また、市民が安心して学ぶことのできるよう、生涯学習施設の適切な修繕等を行います。さらに、施設の長寿命化を基本に様々な検討を行っていきます。



指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
いつでもどこでも学べる環境づくりに満足していると答えた市民の割合	77.1%	79%	81%

## 取組事項

### 2-3-① 生涯にわたって学べる機会の提供

#### 今後の方向と目標

市民それぞれのライフステージに応じた学習機会を適切な場所で得ることができ、学んだことを地域社会で活かすことができるよう生涯学習体制の充実を図り、市民一人一人の日々の充実や生活の向上を目指します。

主な取組	内 容
高齢者教育事業の充実	新たな学びの機会を通じて自分を高めるとともに、地域社会の一員として長い人生の中で培ってきた豊かな知識や経験を活かすことを目的に金ヶ崎学園大学を開催します。
公民館等事業の充実	地域における学習の拠点として、子どもから高齢者まで幅広く学ぶ機会を提供するとともに、人づくり・まちづくりの拠点となることを目的に事業を実施します。加えて、地域コミュニティの拠点施設となるような情報提供を積極的に行います。
図書館事業の充実	市立図書館としての役割を基本とし、指定管理者制度による民間企業のノウハウを最大限に活かした様々なサービスの提供を行います。 また、相生市子ども読書活動推進計画に基づき、読み聞かせ等の読書に興味を持つ事業を行い、自発的に本を手にする子どもたちを育みます。

## 取組事項

### 2-3-② 生涯にわたって学べる環境の整備

#### 今後の方向と目標

既存施設の計画的な修繕と整備を行い、誰もが安心して学びに集中できるとともに、地域の拠点として集うことができる環境を整えます。

特に公民館等は、非常災害時に地域住民の避難場所に指定されていることから、災害に強い施設を目指します。

また、多様化する市民ニーズに対応できるよう施設の機能充実を図ります。

主な取組	内 容
公民館	地域の生涯学習の拠点として、利用者のニーズに応じ機能充実について検討するとともに、計画的な施設修繕により適正な管理を行います。
図書館	適正な維持管理を行い、安心して読書できる環境の確保を図ります。外壁補修等の大規模な維持修繕等を実施し、経年劣化への対応を行います。
歴史民俗資料館	施設の計画的な維持修繕を行うとともに、展示資料の適正な保存ができる環境を整えます。
文化会館	中長期修繕計画に基づき、施設の維持と市民ニーズに応じ、機能充実を図ります。

## 施策 2-4 スポーツ活動の支援・充実

スポーツ施設について、施設の計画的な整備改修と管理運営に努めます。

誰もがライフステージに合わせてスポーツを楽しめるよう、スポーツ教室や大会などイベントを実施します。

また、体育協会や地域スポーツクラブなどの活動を支援します。

市民自らが主人公としてスポーツ活動を推進していくため、地域スポーツの担い手・リーダーの発掘と育成に努めます。



指 標	現状	目標値	
		R8	R13
誰もが気軽に楽しめるスポーツが推進されていると答えた市民の割合	71.3%	73%	75%



## 取組事項

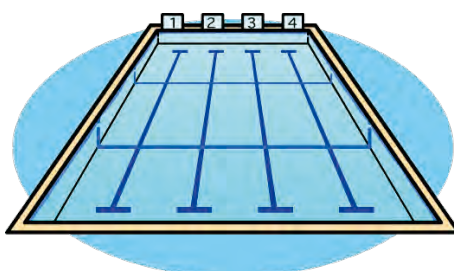
### 2-4-① スポーツ施設の整備

#### 今後の方向と目標

誰もが安心してスポーツを楽しむことができるよう、有効で計画的な施設改修と管理運営に努めます。

多様化する市民ニーズに対応できるよう、施設整備と機能充実を図ります。

主な取組	内 容
市民体育館	屋内スポーツの拠点として、安全に利用できるよう計画的な施設改修整備を行い、利用者ニーズに応じた機能充実を図ります。
市民グラウンド	多目的な屋外スポーツの拠点として、安全に利用できるよう整備を行い、有効活用を図ります。
市民プール	施設の在り方を検討しつつ、施設改修整備を行い、有効活用を図ります。
温水プール	施設については計画的な改修整備を行い、利用者ニーズに応じた機能充実に努めながら有効活用を図ります。 また、民間ノウハウを活かした指定管理者制度による管理運営を引き続き行います。



## 取組事項

### 2-4-② スポーツ活動の機会の充実

#### 今後の方向と目標

誰もがライフステージに合わせてスポーツを楽しめるよう、スポーツ教室や大会などのイベントを実施するとともに、体育協会や地域スポーツクラブなどの活動を支援します。

また、気軽にスポーツ活動に参加するきっかけづくりとなるよう情報発信を行います。

主な取組	内 容
ジュニアスポーツの普及・振興	幼少期からスポーツに触れる機会を提供するため、ジュニアスポーツの大会・事業を開催し普及振興に努めます。 また、スポーツを通して、子どもたちの健全な心身の育成に努めるとともに、活動を支援することで競技スポーツの振興を図ります。
レクリエーションスポーツの普及・振興	生涯にわたって、スポーツを楽しみ健康や体力づくりの機会を提供するため、あそぼうる・ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ・ペタンク・アジャタ・ボッチャ等レクリエーションスポーツの普及・振興を図ります。
日常的にスポーツをする機会の提供	市民の誰もが参加しやすいスポーツ教室事業・スポーツフェスティバル・マラソン大会、温水プール（水泳・トレーニング教室等）事業を展開し、健康づくりの習慣を身に付ける機会の提供に努めます。 また、障害者が広くスポーツに参加できる機会の確保と環境づくりに取り組みます。
地域スポーツの振興	市内小学校区に設立されたスポーツクラブ21を核に地域間交流や世代間交流を推進し、地域スポーツの振興に努めます。



## 取組事項

### 2-4-③ スポーツリーダーの育成

#### 今後の方向と目標

自発的にスポーツやレクリエーションスポーツの活動を促進していくため、地域スポーツのリーダー育成・支援に努めます。

主な取組	内 容
スポーツ指導者の育成・支援	スポーツ指導者の新たな発掘と育成・支援に努めます。 また、地域におけるスポーツ活動推進のため、指導者の確保と指導力の向上のため育成・支援を図ります。
スポーツ推進委員の確保と研修の充実	市民のスポーツ活動を促進するため、スポーツ指導者や生涯スポーツコーディネーターとして活躍できる人材を確保するとともに、研修会等の充実を図り、スポーツ推進委員の育成を行います。



## 施策 2-5 子どもの育成環境の充実

子どもの放課後対策として、安全で健やかな居場所づくりを推進するとともに、勉強、スポーツ・文化活動及び地域住民との交流活動の充実を図ります。

また、学校、家庭及び地域が相互に連携して、学校の教育活動や学校の環境整備などを支援することで、地域の教育力の向上を図ります。



指 標	現 状	目 標 値	
		R8	R13
家庭・地域・学校が連携して健康な子どもの育成に満足していると答えた市民の割合	80.3%	82%	84%

## 取組事項

### 2-5-① 地域ぐるみで健全育成を推進

#### 今後の方向と目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちが地域の大人と触れ合う機会や多様な経験を通して、郷土への愛着を深め、生きる力を育成します。

主な取組	内 容
放課後児童保育の充実	施設の運営に関する基準に基づき、安全で安心して子どもを預かることができる環境の充実に取り組みます。
地域とのふれあい及び放課後の居場所づくり	子どもたちの安全・安心な活動拠点として、放課後子ども教室を放課後児童保育事業と補完連携して実施します。
自学自習の姿勢の育成	放課後等に現代版寺子屋として、相生っ子学び塾を地域住民の協力の下、基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身に付けることを目的に実施します。
学校支援ボランティアの振興	学校の要望に応じ、地域住民が自らの経験や知識を生かして、学校管理下における教育活動を支援します。

## 取組事項

### 2-5-② 青少年活動の機会や場の充実

#### 今後の方向と目標

次世代を担う青少年が集い、様々な体験をする場の充実を図り、郷土への愛着や絆を広げる役割を果たします。

主な取組	内 容
青少年の豊かな心を育む機会の充実	郷土への愛着や絆を深め広げるため、体験・交流活動等を通して心豊かでたくましい青少年を育成します。

## 第5章 計画の進行管理

### 1 計画の推進

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、学校教育関係者をはじめ家庭や地域等に対して本計画の周知と理解を図り、教育に携わる全ての人の協力を得て取り組んでいく必要があります。

そのため、学校教育関係者、社会教育関係機関、団体等に対しては、校園長会や各種研修会等を通じて周知することで理解を深めるとともに、市ホームページ等を活用して市民への広報に努め、教育に対する意識を高めることにより円滑な推進を図ります。

### 2 指標

本計画において、学校・家庭・地域と行政が連携・協働して取り組む様々な施策の進捗をわかりやすく示すため、計画の中間年度及び最終年度に目指す姿としての成果指標を設定しています。

指標は原則として数値で設定することとしていますが、施策等の特性により数値で表すことが適当でない場合は、数値以外の指標としています。

### 3 計画の点検及び評価

本計画に掲載した各施策を着実に推進するためには、具体的な取組及び事業の進捗状況や効果等を把握する必要があります。

そのため、計画期間内において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を毎年度実施し、PDCAサイクルにより、事業の継続的な点検・見直しを行い、結果を適切に公表することで市民への説明責任を果たすとともに、次年度の取組等に反映させます。

また、社会情勢の変化等によって、教育分野で対応すべき新たな課題等により見直しの必要性が生じた場合は、計画のほか、指標についても適宜情勢に応じた必要な見直しを行います。



# 資料編

# 1 相生市民憲章

昭和52年10月1日宣言

(前文)

わたしたちの相生市は、矢野川の清流にはぐくまれてきた田園と、相生湾に栄える近代産業との調和のなかに発展してきた、伝統と希望のまちです。わたしたちは、この郷土を愛し、真実と平和を願い、市民としての誇りと自覚をもつて、ここに憲章を定めま

(本文)

わたしたち相生市民は

- 1 自然を愛し、環境をととのえ、花と緑の住みよいまちをつくりましょう。
- 1 かおり高い文化をきずき、青少年の夢と希望を育てましょう。
- 1 秩序を保ち、老人を敬い、真心と親切で善意の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康なからだと心で、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 産業をすすめ、たのしく働き、豊かなまちをきずきましょう。

## 2 各種条例

### (1) 相生市学校教育審議会条例

平成9年3月28日

条例第21号

(設置)

第1条 相生市の教育行政の円滑な運営を図るため、相生市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、相生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、相生市内の公立幼稚園及び小、中学校の教育の振興に関する重要な事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表者
- (3) 学校関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申があった日までとする。

(会長の職務等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、全委員委嘱後の最初の審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局管理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(2) 相生市社会教育委員に関する条例

昭和43年3月30日  
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。

(社会教育委員の設置)

第2条 教育委員会に、社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員の定数)

第4条 委員の定数は、10名以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をすることができる。

(委員の解嘱)

第6条 教育委員会は、委員に特別の事情が生じたときは、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(その他必要な事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 3 各種名簿

(1) 相生市学校教育審議会委員名簿（敬称略、職名等は開催当時）

区 分	役 職	氏 名	職 名 等
学識経験者 (1名)	会 長	あんどう よしみつ 安藤 福光	兵庫教育大学准教授
地域代表 (8名)	職務代理	やまだ かつとし 山田 勝利	自治会代表(相生市連合自治会長)
	委 員	まつした よしひろ 松下 昌弘	青少年問題協議会代表
	委 員	ますだ てつや 栴田 哲也	中学校PTA代表
	委 員	ながむね よしき 長棟 由樹	小学校PTA代表
	委 員	つばい としひこ 坪井 敏彦	幼稚園PTA代表
	委 員	はせがわ じゅん 長谷川 純	公募委員
	委 員	いしやま ひさこ 石山 妃佐子	公募委員
	委 員	たかね まちこ 高根 眞智子	公募委員
学校関係者 (3名)	委 員	まつばら まこと 松原 誠	中学校代表（矢野川中学校長）
	委 員	さかもと ひろのぶ 坂本 浩宣	小学校代表（双葉小学校長）
	委 員	もりかみ みゆき 森上 美由紀	幼稚園代表（あおば幼稚園長）

(2) 相生市社会教育委員会議委員名簿（敬称略、職名等は開催当時）

区 分	役 職	氏 名	職 名 等
学識経験者 (5名)	議 長	しみず せいろう 清水 誠朗	学識経験者
	委 員	やまもと ともこ 山本 知子	学識経験者
	委 員	なかはま としつぐ 中濱 俊貢	学識経験者
	委 員	おぎ ひとみ 萩 人美	学識経験者（公募）
	委 員	やすまさ きょうこ 安政 京子	学識経験者（公募）
学校関係者 (1名)	委 員	いわた もとひで 岩田 元秀	学校代表（那波小学校長）
社会教育 関係者 (4名)	副議長	しぶや ゆうきち 澁谷 祐吉	相生市文化協会
	委 員	しも としまさ 志茂 敏正	相生市体育協会
	委 員	やまだ かつとし 山田 勝利	相生市連合自治会
	委 員	おのうえ ひろみ 尾上 裕美	相生市P T A連絡協議会

## 4 策定経過

### 【相生市学校教育審議会】（学校教育分野について審議）

日 程	項 目
令和3年 6月30日	【第1回】 ・第2次相生市教育振興基本計画（学校教育分野）諮問 ・教育振興基本計画について
令和3年 8月23日	【第2回】 書面開催 ・第2次相生市教育振興基本計画（骨子案）について
令和3年10月 1日	【第3回】 ・第2次相生市教育振興基本計画（素案）について ・指標について
令和3年10月27日	【第4回】 ・第2次相生市教育振興基本計画（案）について ・基本目標について
令和3年11月15日	【第5回】 ・第2次相生市教育振興基本計画（学校教育分野）答申

### 【相生市社会教育委員会議】（生涯学習分野について審議）

日 程	項 目
令和3年10月14日	【第1回】 ・第2次相生市教育振興基本計画（生涯学習分野）諮問 ・第2次相生市教育振興基本計画（案）について
令和3年11月12日	【第2回】 ・第2次相生市教育振興基本計画（生涯学習分野）答申

### 【パブリック・コメント制度（相生市民意見提出制度）】

#### 1 意見の募集期間

令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）

#### 2 提出意見

0件（意見提出者：0人）

### 【教育委員会】

令和4年2月24日開催の令和4年第2回相生市教育委員会定例会において「第2次相生市教育振興基本計画策定について」議案提出し議決



## 5 指標の説明

施策		
指 標	説 明	現状 年度
<b>1-1 幼児教育の充実</b>		
子どもが幼稚園に行くことを楽しみにしていると答えた保護者の割合	学校評価で「園児が幼稚園に行くことを楽しみにしていますか」に対して肯定的に回答する保護者の割合	R2
幼稚園に気軽に相談等ができる と答えた保護者の割合	学校評価で「幼稚園職員に気軽に相談等ができますか」に対して肯定的に回答する保護者の割合	R2
<b>1-2 確かな学力の育成</b>		
授業がわかると答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「授業がわかる」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合	R3
学校の授業以外で、平日に1時間以上学習する児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「学校の授業以外で、平日に1時間以上学習する」と回答する児童生徒の割合	R3
自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができる と答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合	R3
<b>1-3 豊かな心の育成</b>		
人の役に立ちたいと答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合	R3
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合	R3
難しいことでも、失敗を恐れ ないで挑戦しようとしている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「難しいことでも、失敗を恐れ ないで挑戦しようとしていますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合	R3
伝統や校風、地域の実態を踏まえた特色ある教育を行っていると答えた教職員の割合	学校評価で「伝統や校風、地域の実態を踏まえた特色ある教育を行っていますか」に対して肯定的に回答する教職員の割合	R2
<b>1-4 健やかな体の育成</b>		
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価値	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の総合評価値（5段階評価）において「C」以上である児童生徒の割合	R1
あなたにとって運動（体を動かす遊びを含む。）やスポーツが好きと答えた児童生徒の割合	全国体力・運動能力、運動習慣等調査で「あなたにとって運動やスポーツが好きですか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合	R1
食育に関心があると答えた保護者の割合	学校評価で「食育に関心がありますか」に対して肯定的に回答する保護者の割合	-

※全国学力・学習状況調査 →対象者：小学6年生・中学3年生  
 全国体力・運動能力、運動習慣等調査→対象者：小学5年生・中学2年生

施策			現状 年度
指 標	説 明		

<b>1-5 学びを支える体制の充実</b>			
わかりやすい授業の実現のため研究・工夫に取り組んでいると答えた教職員の割合	学校評価で「わかりやすい授業の実現のため研究・工夫に取り組んでいますか」に対して肯定的に回答する教職員の割合		R2
児童生徒や学級運営の状況・課題を教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいると答えた教職員の割合	学校評価で「児童生徒や学級運営の状況・課題を教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいますか」に対して肯定的に回答する教職員の割合		R2
地域教育の協力体制が高まっていると感じている教職員の割合	学校評価で「地域教育の協力体制が高まっていますか」に対して肯定的に回答する教職員の割合		R2
困ったとき、何でも話せる人がいると答えた児童生徒の割合	学校評価で「困ったときは、何でも話せる人がいますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合		R2
<b>1-7 学校教育施設の整備</b>			
学校の教育環境が整備されていると答えた保護者の割合	学校評価で「学校の教育環境が整備されていますか」に対して肯定的に回答する保護者の割合		R2
相生市立小中学校の適正配置の検証	相生市立小中学校適正配置計画に沿って検証		-
<b>2-1 文化芸術の振興</b>			
文化に触れ、参画できる環境づくりに満足していると答えた市民の割合	総合計画アンケートで「文化に触れ、参画できる環境づくりに満足している」と答えた市民の割合		H30
<b>2-2 人権啓発活動の充実</b>			
人権を尊重し、みんなで生きる社会づくりができていると答えた市民の割合	総合計画アンケートで「人権を尊重し、みんなで生きる社会づくりができている」と答えた市民の割合		H30
<b>2-3 生涯学習環境の充実</b>			
いつでもどこでも学べる環境づくりに満足していると答えた市民の割合	総合計画アンケートで「いつでもどこでも学べる環境づくりに満足している」と答えた市民の割合		H30
<b>2-4 スポーツ活動の支援・充実</b>			
誰もが気軽に楽しめるスポーツが推進されていると答えた市民の割合	総合計画アンケートで「誰もが気軽に楽しめるスポーツが推進されている」と答えた市民の割合		H30
<b>2-5 子どもの育成環境の充実</b>			
家庭・地域・学校が連携して健康な子どもの育成に満足していると答えた市民の割合	総合計画アンケートで「家庭・地域・学校が連携して健康な子どもの育成に満足している」と答えた市民の割合		H30

## 6 用語解説

### あ行

#### ■Is 値

建物の耐震性能を表す指標で、値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断される。Is 値 0.6 以上で、地震に対する倒壊又は崩壊の危険性は低いとされているが、学校は避難所になることから、文部科学省は学校の建物について Is 値 0.7 以上と定めている

#### ■相生型ハイブリッド学習

ICT機器を活用した個別学習や協働学習を推進するとともに、ふれあいや絆を重視した日々の授業や体験活動の意義を見直し尊重しながら、両方の持ち味を活かす取組

#### ■ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術の意味を表し、日本では同義語として IT が使われている。IT にコミュニケーションの要素を加えたもの

#### ■ICT 支援員

学校の ICT 化を支援するため、教職員の ICT 活用をサポートする者。ICT 機器の準備・操作支援、メンテナンス支援等を行う者

#### ■預かり保育

市立幼稚園における教育課程終了後等に引き続き 17 時まで 4・5 歳児の希望園児を保育すること

#### ■ADHD

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥・多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学習の機能に支障がでる

#### ■SNS

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトにおける会員制サービス

#### ■LD

Learning Disabilities の略。学習障害。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態

#### ■OJT

On the Job Training の略。職場の先輩が後輩に対し、具体的な仕事を与え、仕事に必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって業務処理能力や力量を高めていくこと

#### ■オープンスクール

学校授業や学校行事の参観をはじめ、給食や遊び、清掃の時間、放課後等の普段の教育活動のありのままを保護者や地域住民に公開しようとする取組（子どもたちが通っていない地域住民も参加できる）

### か行

#### ■学校支援ボランティア

学校の教育活動や環境整備について、保護者、地域住民、団体、企業等がボランティアとして参画し学校をサポートする活動

## ■学校組織マネジメント

学校教育目標、それに基づく学校経営計画を達成するため、学校内外の人的、物的、財政的、諸資源を活用し、教育活動のP D C Aサイクルに一定の成果と効率をもたらす組織的・能動的活動（学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善等を通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るための条件づくり）

## ■学校評価

各学校が自らの教育活動その他の学校運営について、組織的、継続的な改善を図ることなどを目的として、以下の実施手法による行う評価

- ①学校自己評価：各学校の教職員が行う評価
- ②学校関係者評価：保護者、地域住民等の学校関係者により構成された評価委員会等が学校自己評価の結果について評価することを基本として行う評価
- ③第三者評価：学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

## ■学校評議員

学校教育法施行規則及び相生市立小学校及び中学校の管理及び運営に関する規則に基づき、必要な識見を有する地域の住民を学校長が推薦し、教育委員会が評議員として委嘱する制度。学校運営に関する様々な意見を述べるなど、学校と地域の連携を実現するための役割が期待される

## ■カリキュラム・マネジメント

学校全体で教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善等を通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るための条件づくり

各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること

## ■キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。社会や職業に関わる様々な学習活動の機会を設け、青少年が自己と社会について多様な気づきを得ることを通して、自己の生き方についての考えを深める教育のこと

## ■キャリアステージ

職責、経験及び適性に応じた成長段階

## ■教育振興基本計画

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。第3期計画は平成30年6月15日付けで閣議決定され、対象期間は平成30年度～令和4年度

## ■教職員人事評価・育成システム

教職員を対象とした評価制度。教職員の教育活動への取組状況を適切に記録・評価し、その結果に基づいて指導・助言を行うことなどを通じて、教職員の能力開発と教育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資することを目的とするもの

## ■居住地校交流

交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に通う幼児児童生徒が居住する地域の小・中学校等の幼児児童生徒と一緒に交流や学習活動を行うことで、共に学び、相互理解を深める活動

## ■GIGAスクール構想

Global and Innovation Gateway for All の略。義務教育の児童生徒一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる国の構想

## ■校務支援システム

校務情報を集約し、情報共有することによって効率的かつ効果的に処理を行うためのソフトウェア

## ■子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進し、子どもが健やかに成長することを目的に市町が策定する計画

## ■個別の教育支援計画

障害のある児童生徒など一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくための計画。福祉、医療、労働などの関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業まで見通して、適切な教育支援を行うことを目的とするもの

## ■個別の指導計画

特別支援教育における教育課程を具体的に表したもので、学校が主体となって作成する。内容は、学校での指導における一人一人の指導目標や指導内容、方法などの明確化を図るもの

## さ行

### ■自然学校

公立小学校5年生全員が、1週間程度学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、人とのふれあい、地域社会への理解を深めるなどの活動に取り組む。心身ともに調和のとれた児童の育成を図ることを目的とするもの

### ■生涯学習

自己の充実・啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行い、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習。(学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等様々な場や機会において行う学習)

### ■生涯スポーツ

健康で豊かな暮らしを送り、体力の維持や向上のために生活の一部として生涯にわたりスポーツに取り組む、位置付けすること

### ■情報モラル

情報を扱う上で、情報の価値の認識の向上など情報の在り方についての基本的なマナーや道徳

### ■食育

様々な経験を通じて食に関する知識やバランスの良い食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる力を育むこと。「食育基本法」によると、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とこととされている。とりわけ、子どもたちに対する食育については、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるもの」と規定され、「食育推進基本計画」により、学校における食育の推進が重要視されている



## ■新学習システム

新学習システム担当教員を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫・改善を目指したシステム

## ■心身障害児介助員

障害のある児童・生徒の学校生活における介助支援を行う者

## ■持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals の略。平成28年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている平成28年から令和12年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）な目標

## ■人工知能（AI）

Artificial Intelligence の略。人間にしかできなかったような高度で知的な作業や判断を人工的なシステムにより行えるようにしたもの

## ■スクールカウンセラー

児童生徒の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動などの未然防止や早期発見・早期解決を図ろうと公立中学校などに配置された専門員

## ■スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者。社会福祉士、精神保健福祉士。教育相談に当たり、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働きかけを行うことが求められる

## ■スポーツクラブ21

スポーツ活動を通じて、地域住民の健康増進と地域の活性化を図ることを目的に、小学校区を基本単位として設置された地域スポーツクラブ

## ■スポーツ推進委員

地域のスポーツ振興を図るため、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う教育委員会が定める非常勤職員

## ■性的マイノリティ

身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることに対して、そうではない人々を性的マイノリティ（性的少数者）と呼ぶ

## ■全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に、平成19年度から日本全国の小学校6年生と中学校3年生を対象として行われている学力等に関する調査

## ■全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的に平成20年度から日本全国の小学5年生と中学2年生全員を対象として行われている体力等に関する調査

## た行

### ■地産地消

地域で生産された農作物や水産物をその地域で消費すること

### ■超スマート社会（Society5.0）

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する我が国が目指すべき未来社会の姿

### ■適応教室

不登校児童生徒等に対して、教育委員会等が学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰や社会的自立を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない

### ■同和問題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどの我が国固有の重大な人権問題

### ■特別支援教育支援員

小学校に在籍している児童のうち、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症により学習や生活の面で特別な支援が必要な児童に対する学校生活及び学習活動上のサポートを行う者

### ■トライやる・ウィーク

公立中学校の2年生全員が、学校・家庭・地域社会の三者の連携のもと、6月又は11月を中心とする1週間、学校を離れ地域の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を行い「生きる力」の育成を図ることを目的とするもの

### ■トライアンドエラー

物事を試し、失敗して改善することを繰り返しながら目標を達成しようと努力すること

## な行

### ■ながら見守り835

子どもの登下校の時間帯である午前8時及び午後3時ごろ、外出していた子どもが帰宅する午後5時ごろの時間帯について、地域の見守りを強化・推進する運動

## は行

### ■働き方改革

働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。平成30年6月には、時間外労働の上限規制を含む、働き方改革を総合的に推進することを目的とした働き方改革関連法が成立した。学校については、平成31年1月25日の中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられ、文部科学省が学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たし、学校における働き方改革を推進することとしている



## ■ハラスメント

色々な場面での嫌がらせ、いじめのこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与えることなど

## ■副籍（副次的な学籍）

特別支援学校に在籍する全ての児童生徒が、居住地の小・中学校等の学級に置く副次的な学籍により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組み

## ■プログラミング教育

プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動やプログラミング的思考を育てる教育のこと

## ■補導委員

青少年の健全育成を図り、未然に非行を防止する目的で、街頭補導、啓発活動などの活動を行う者

## ま行

### ■メンタルヘルス

精神的、心理的健康状態を意味する。加えて精神的、心理的な健康の回復、維持や増進と、それらにまつわる状況のこと

## や行

### ■幼児教育センター

市内の幼稚園と連携をとりながら、子育てに関する不安や悩み等についての相談、家庭教育支援講座の開催など、幼児の心身の発達を支援するための事業を行っている施設

## ら行

### ■ライフステージ

人の一生を幼児期、青年期、中年期、老年期に分けた、人生のそれぞれの段階のこと

### ■リズムジャンプ

「音楽のリズムに合わせてながら」「線をふまないで」「目標の動きをする」など、“リズム感を高めることで運動能力を向上させる”新感覚のトレーニングのこと

### ■臨床心理士

臨床心理士とは、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家

### ■レクリエーションスポーツ

子どもから高齢者まで、生涯を通じて誰もが楽しんでもできるスポーツ

## わ行

### ■ワーク・ライフ・バランス

一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること



## **相生市教育振興基本計画**

令和4年度～令和13年度

発行：相生市教育委員会

〒678-0031 相生市旭一丁目3番18号

TEL 0791-23-7142

FAX 0791-23-7148

e-mail [kyoikukanri@city.aioi.lg.jp](mailto:kyoikukanri@city.aioi.lg.jp)